



下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会 事務総局
経済取引局取引部 企業取引課
平成28年6月24日



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043
平成 26 年度	38,982	213,690	252,672
製造委託等	25,935	152,504	178,439
役務委託等	13,047	61,186	74,233
平成 25 年度	38,974	214,044	253,018
製造委託等	26,217	148,332	174,549
役務委託等	12,757	65,712	78,469

(注1) 製造委託等: 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 役務委託等: 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

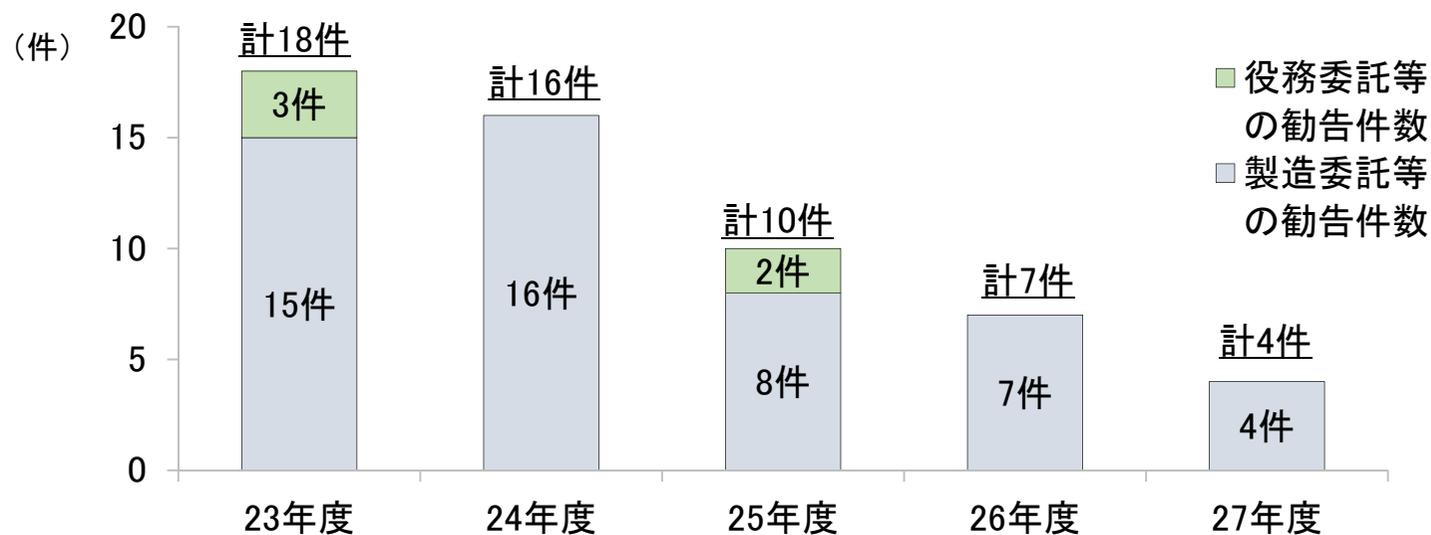
[単位:件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
平成27年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
平成26年度	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
平成25年度	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785

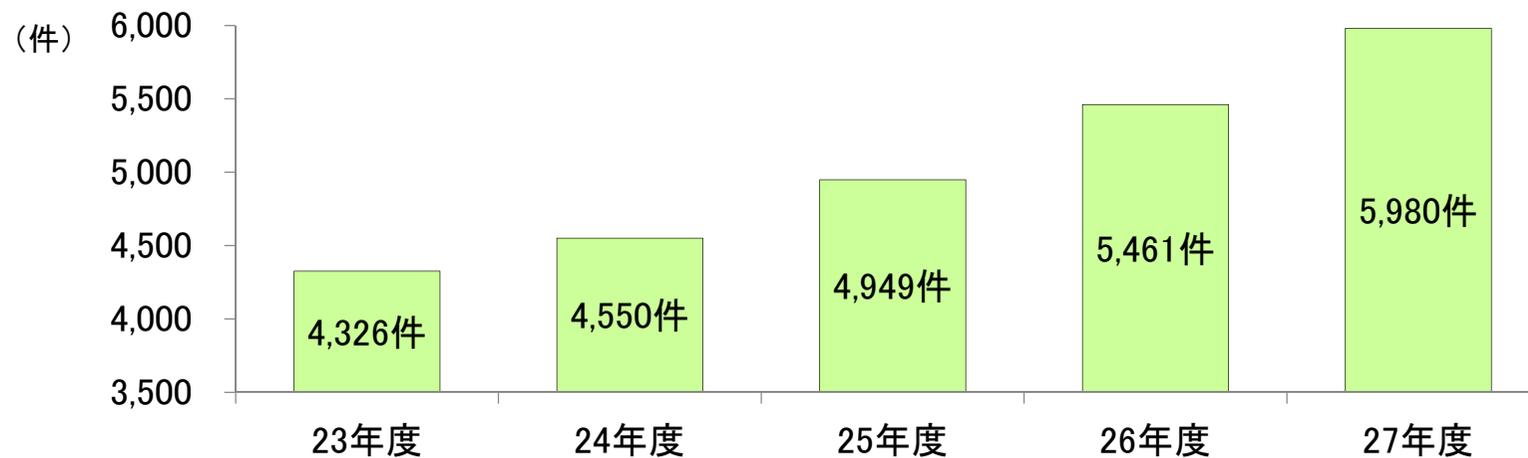
(注1)平成27年度に勧告を行った4件のうち1件は、中小企業庁長官から措置請求を受けたものである。
なお、当該措置請求は、平成26年度に行われた。

(注2)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

勧告件数の推移



指導件数の推移



○措置件数(5,984件)の地区ごとの内訳

[単位:件, (%)]

地 区	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
北海道地区 【北海道】	184 (3.1)	169 (3.1)	159 (3.2)
東北地区 【青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県】	303 (5.1)	292 (5.3)	278 (5.6)
関東甲信越地区 【茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県】	2,730 (45.6)	2,178 (39.8)	1,922 (38.8)
中部地区 【富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県】	646 (10.8)	641 (11.7)	666 (13.4)
近畿地区 【福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県】	1,261 (21.1)	1,255 (23.0)	1,117 (22.5)
中国地区 【鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県】	364 (6.1)	363 (6.6)	346 (7.0)
四国地区 【徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県】	112 (1.9)	187 (3.4)	93 (1.9)
九州地区 【福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県】	344 (5.7)	338 (6.2)	333 (6.7)
沖縄地区 【沖縄県】	40 (0.7)	45 (0.8)	45 (0.9)
合 計	5,984 (100)	5,468 (100)	4,959 (100)

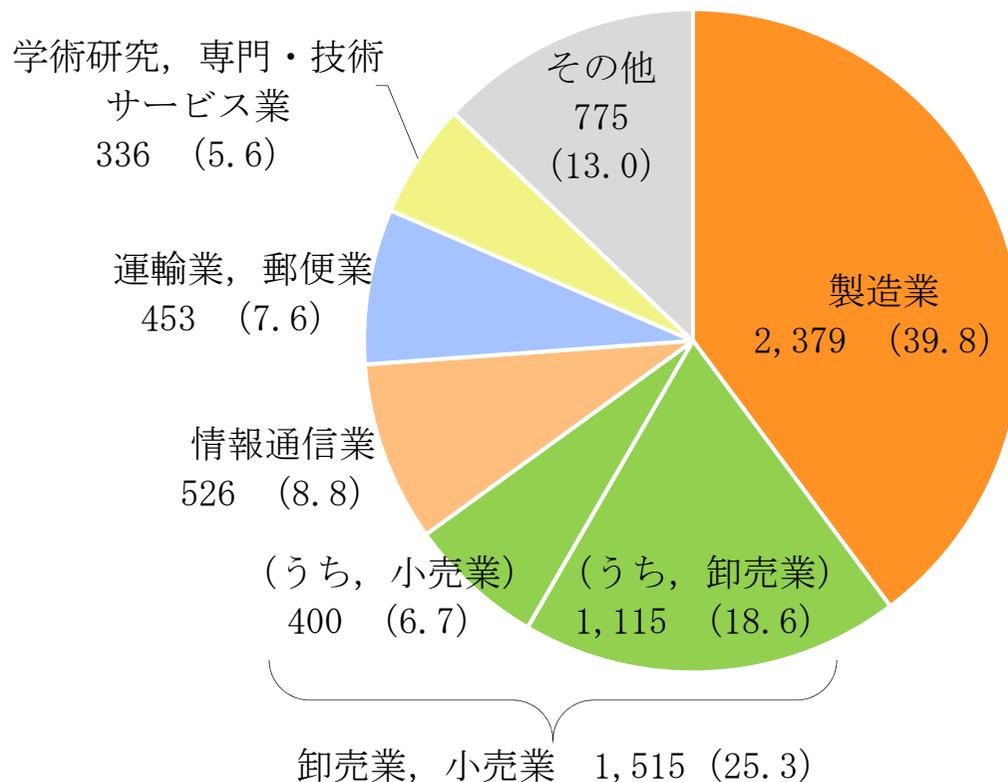
(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ()内の数値は合計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注3) 地区ごとの下請法の運用状況等については、別途公表することとしている。

○措置件数(5,984件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]

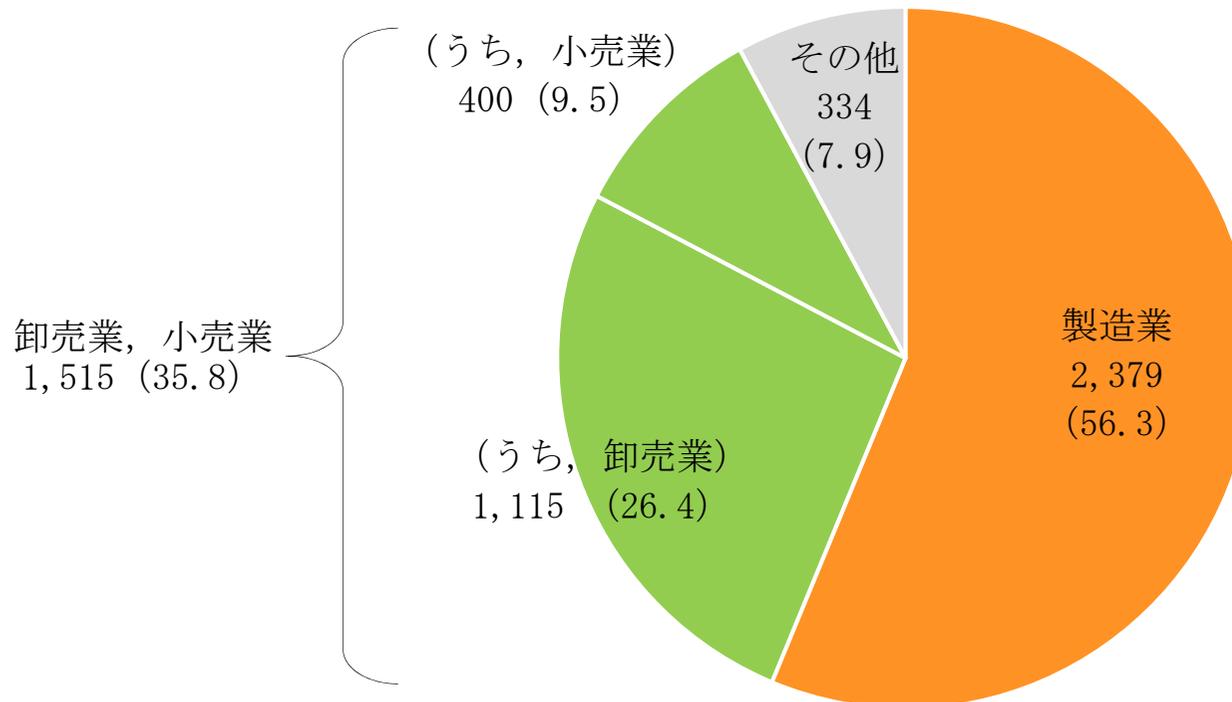


(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は措置件数全体に占める比率であり, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○製造委託等に係る措置件数(4,228件)の業種別内訳

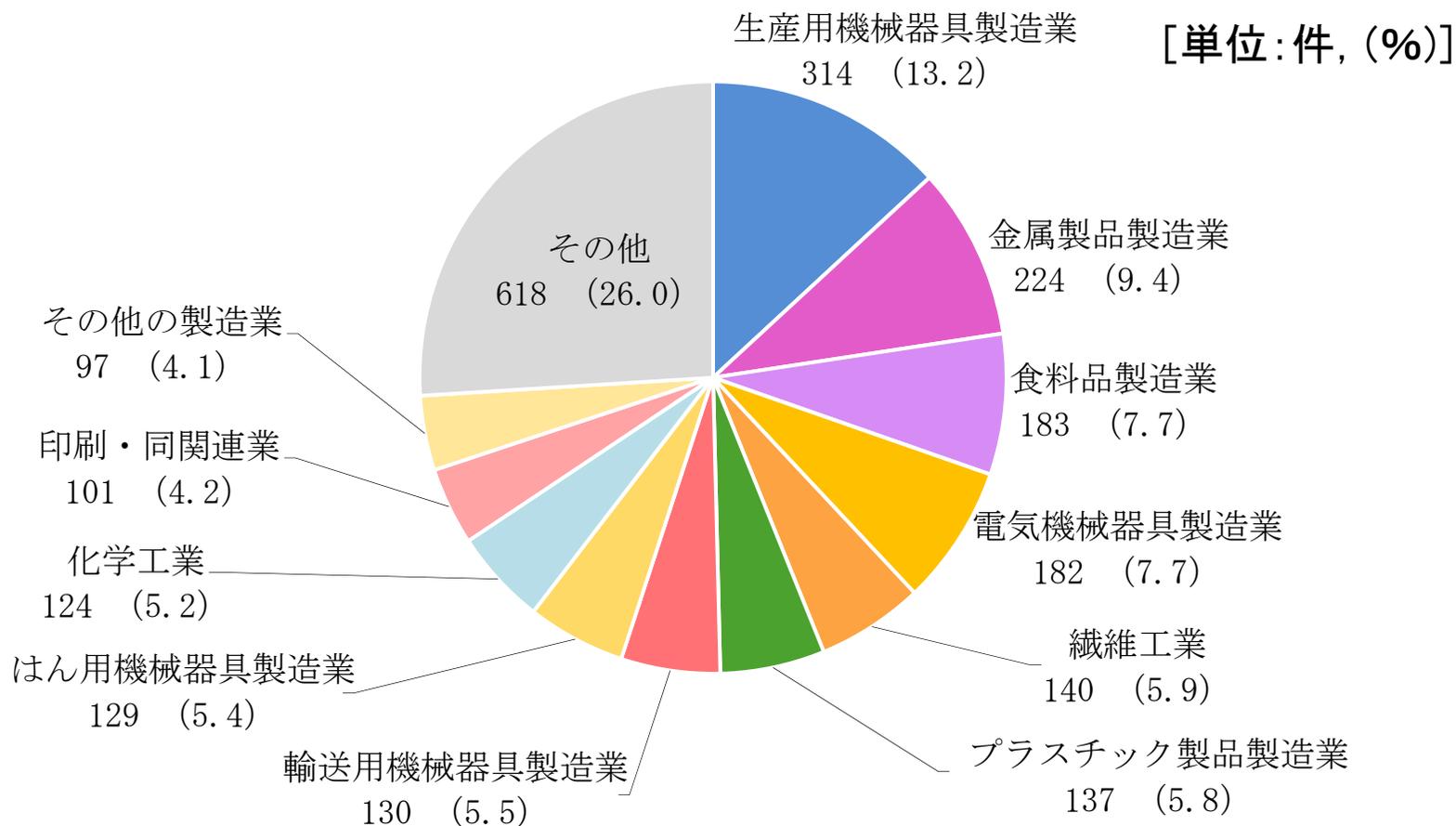
[単位: 件, (%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

○製造業に対する措置件数(2,379件)の内訳

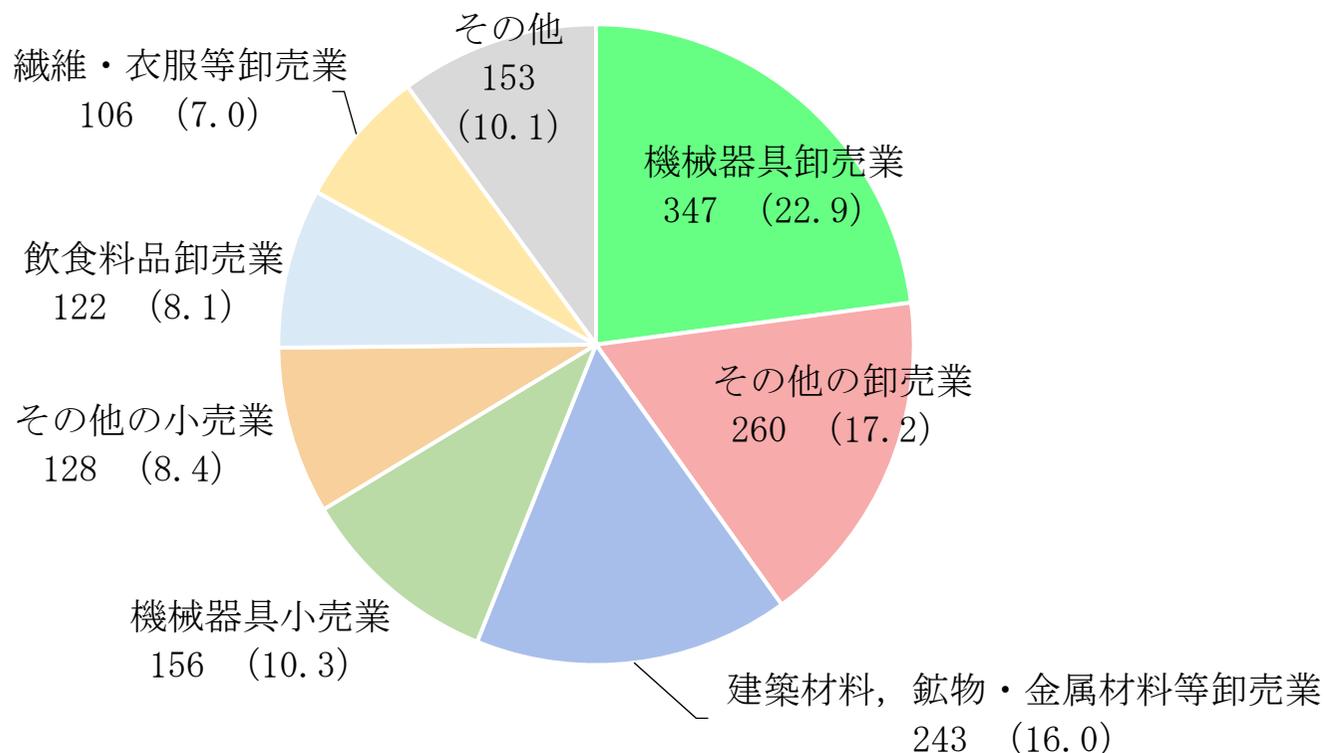


(注1)業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) ()内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

○卸売業，小売業に対する措置件数(1,515件)の内訳

[単位:件, (%)]

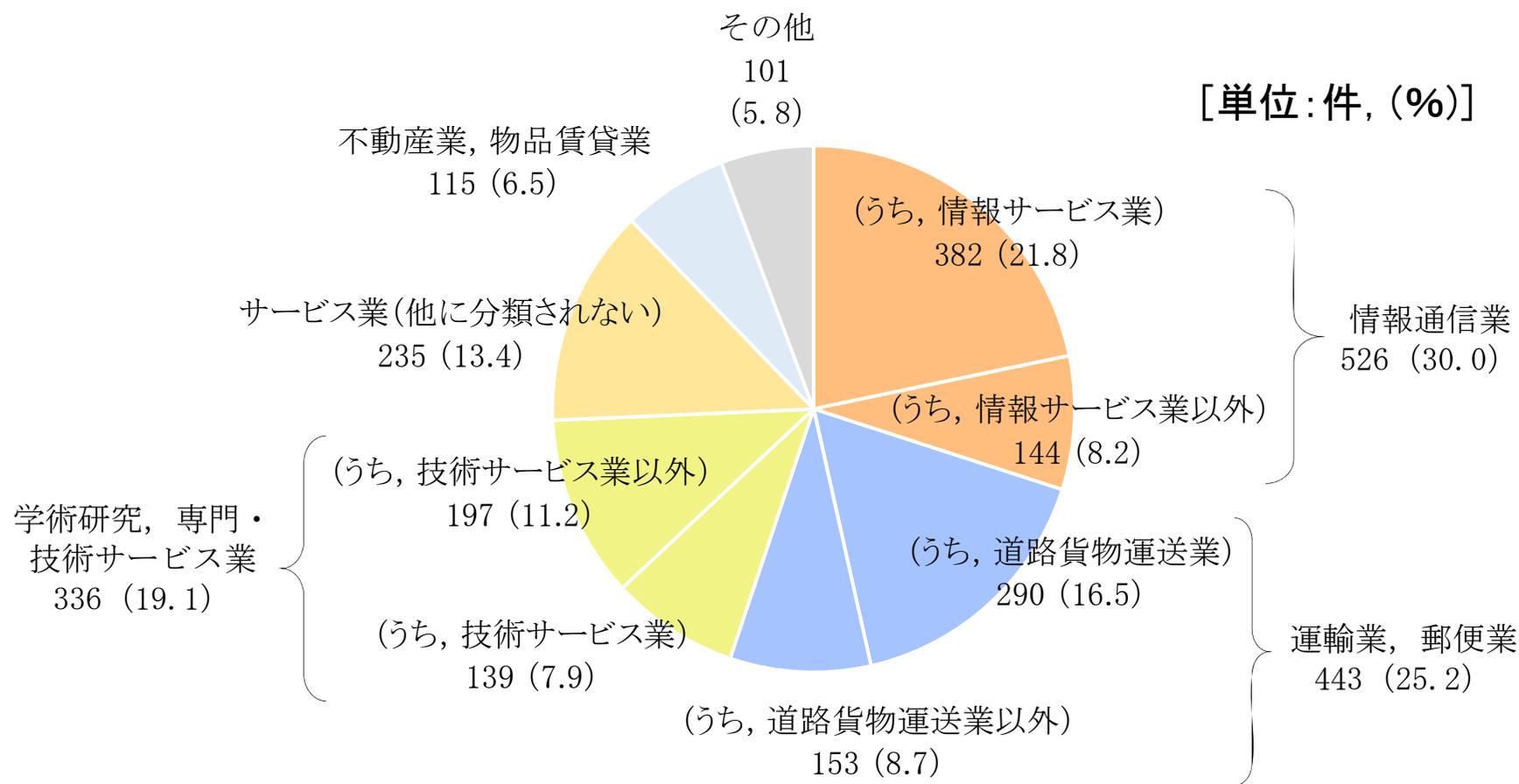


(注1)業種は，日本標準産業分類中分類による。

(注2)()内の数値は卸売業，小売業に対する措置件数に占める比率である。

○役務委託等に係る措置件数(1,756件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



(注1)業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) ()内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

○下請法違反行為の類型別件数

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
	役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)
平成26年度	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0)	4,529 (100)	9,080
製造委託等	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)	6,698
	役務委託等	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0.0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0)	1,204 (100)
平成25年度	4,186 (81.7)	939 (18.3)	5,125 (100)	42 (1.9)	1,488 (66.1)	228 (10.1)	20 (0.9)	86 (3.8)	60 (2.7)	44 (2.0)	208 (9.2)	29 (1.3)	45 (2.0)	0 (0)	2,250 (100)	7,375
製造委託等	2,879 (82.6)	607 (17.4)	3,486 (100)	31 (2.1)	886 (59.1)	182 (12.1)	20 (1.3)	65 (4.3)	32 (2.1)	42 (2.8)	190 (12.7)	26 (1.7)	25 (1.7)	0 (0)	1,499 (100)	4,985
	役務委託等	1,307 (79.7)	332 (20.3)	1,639 (100)	11 (1.5)	602 (80.2)	46 (6.1)	0 (0.0)	21 (2.8)	28 (3.7)	2 (0.3)	18 (2.4)	3 (0.4)	20 (2.7)	0 (0)	751 (100)

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

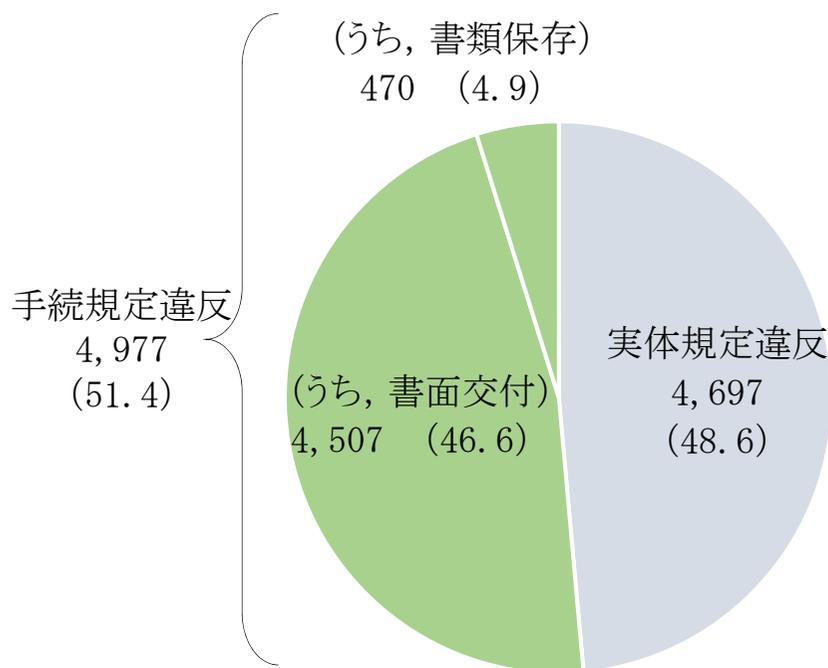
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

○ 類型別件数 (9,674件) の内訳, 実体規定違反件数 (4,697件) の行為類型別内訳

類型別件数 (9,674件) の内訳

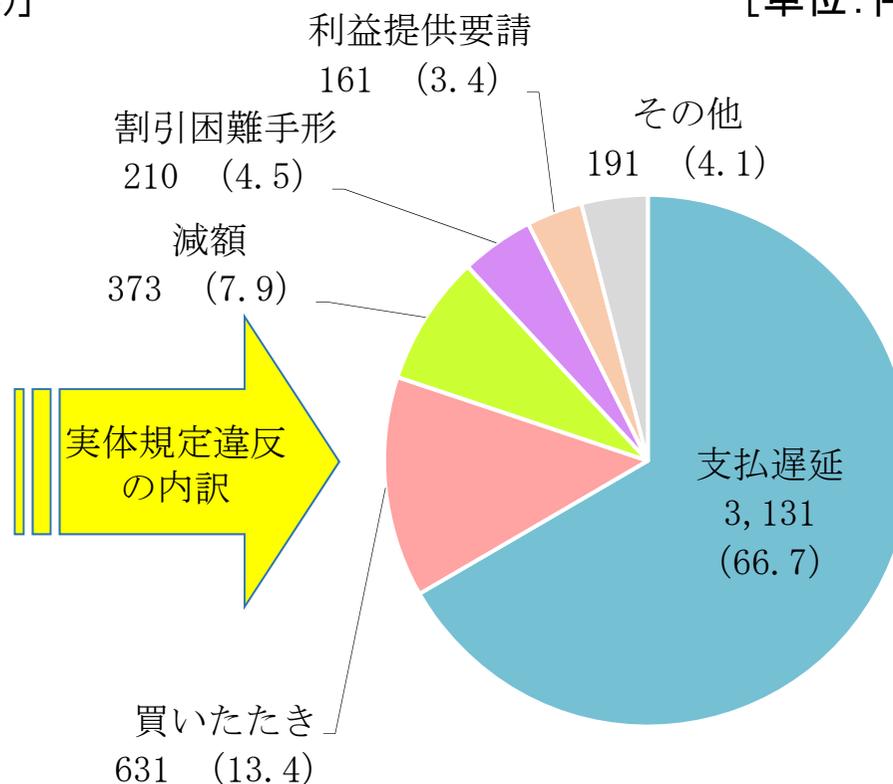
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数に占める比率である。

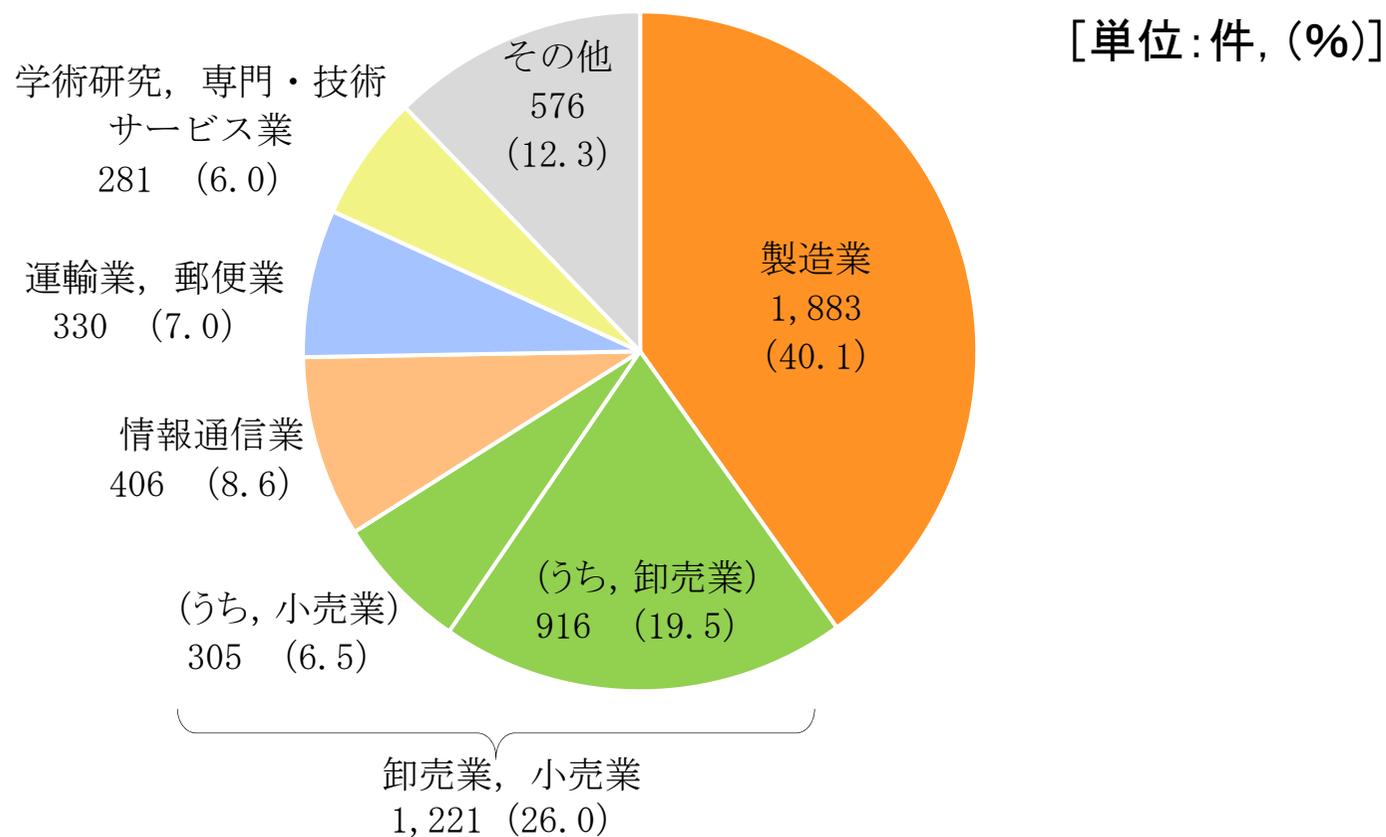
実体規定違反件数 (4,697件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

○実体規定違反件数(4,697件)の業種別内訳

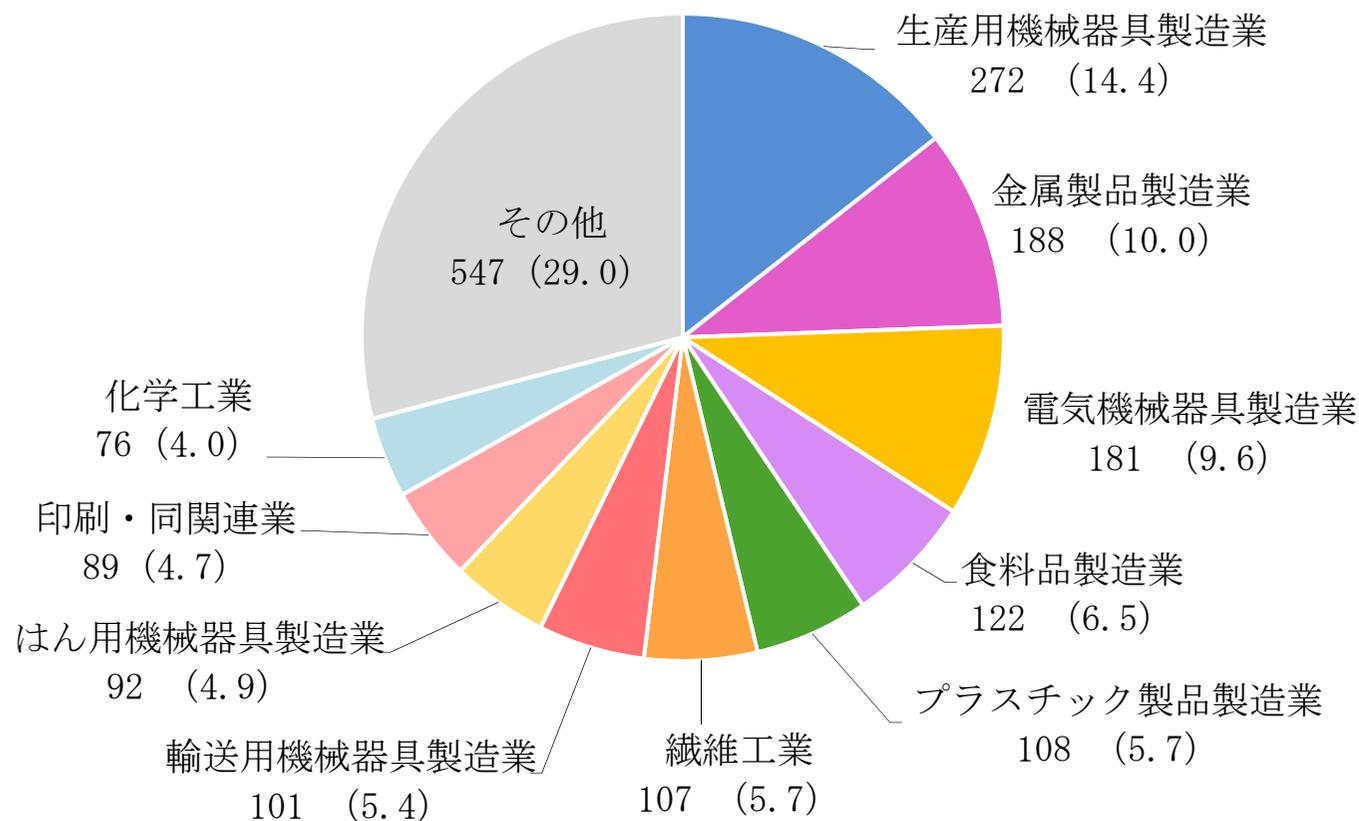


(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2)()内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

○製造業に対する実体規定違反件数 (1,883件)の内訳

[単位:件, (%)]



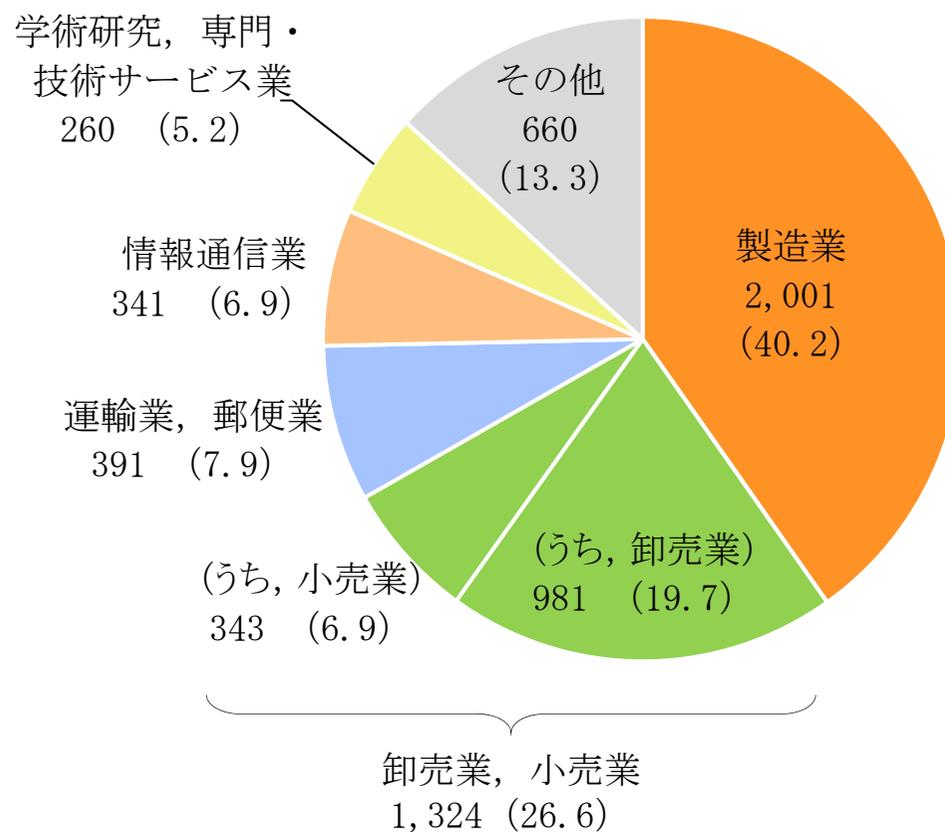
(注1)業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) ()内の数値は製造業に対する実体規定違反件数に占める比率である。

○ 手続規定違反件数(4,977件)の業種別内訳



[単位: 件, (%)]



(注1) 業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は手続規定違反件数全体に占める比率である。

○下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
減額	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
支払遅延	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
返品	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
	25年度	1名	2名	21万円
利益提供要請	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
	25年度	6名	60名	1399万円
やり直し等	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
受領拒否	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
	25年度	—	—	—
割引困難手形	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
	25年度	—	—	—
買いたたき	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
	25年度	—	—	—
購入等強制	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
早期決済	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
	25年度	—	—	—
合計	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円
	25年度	244名	5,604名	6億7087万円

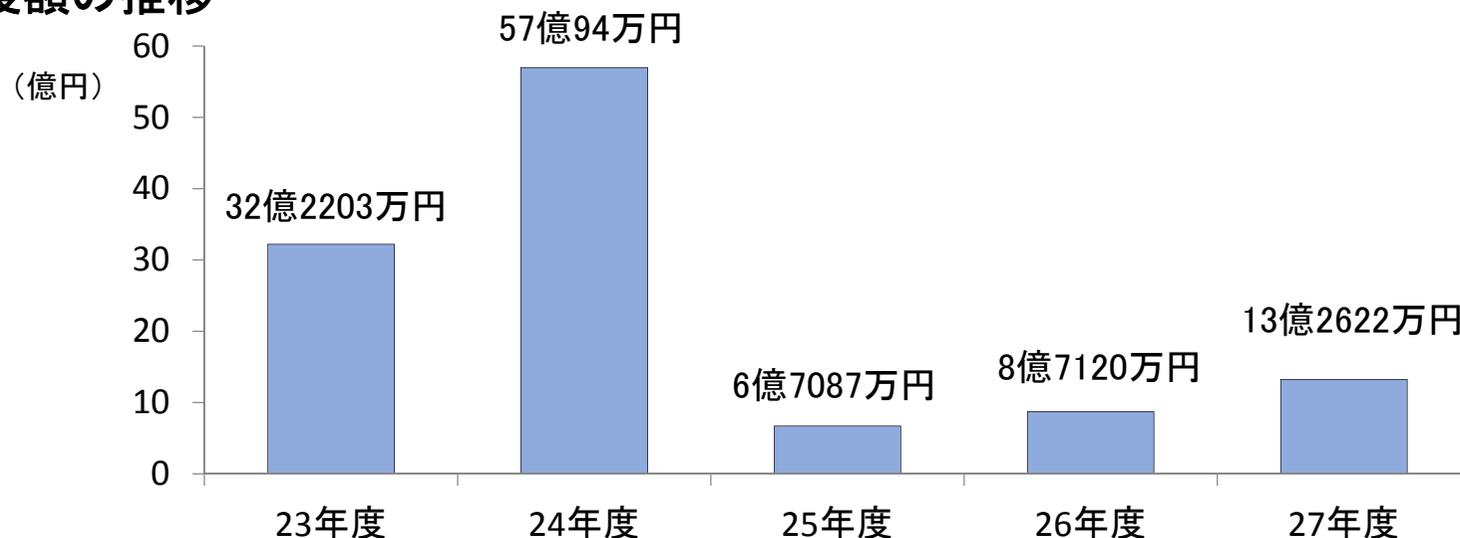
(注1)違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、有償支給原材料等の対価の早期決済については、平成26年度における返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2)親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

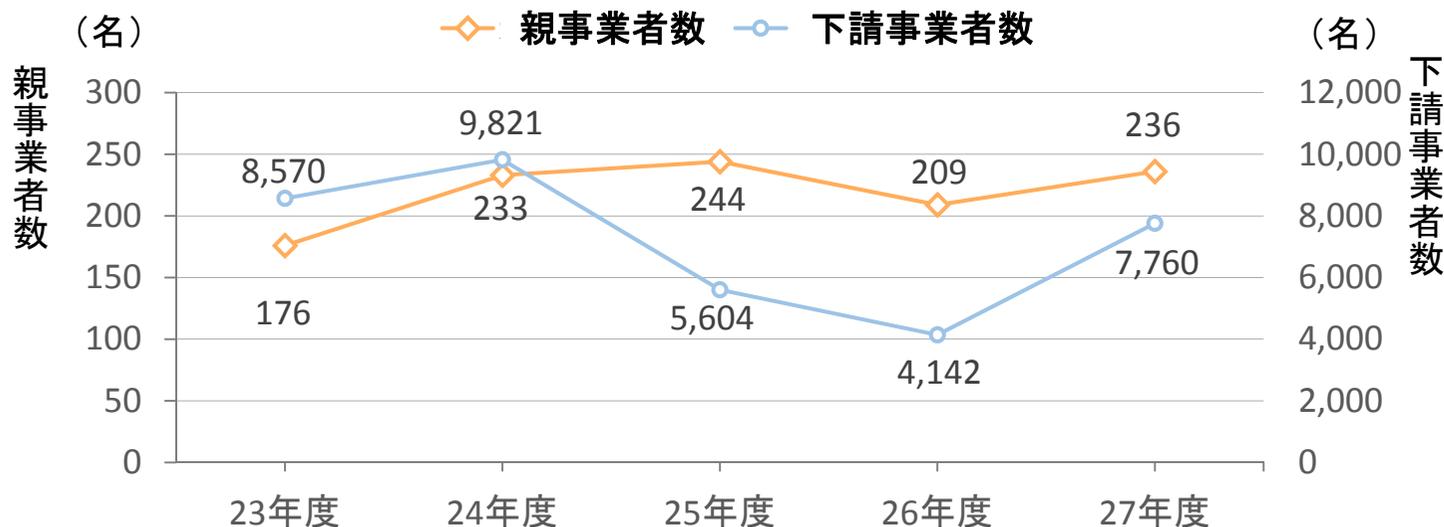
(注3)該当がない場合を「—」で示した。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数
・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



○下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案



- 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年12月17日公表)。
- 平成27年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は52件であり、当該申出件数は年々増加している(平成25年度14件、平成26年度47件)。また、同年度に処理した自発的な申出は45件であり、そのうちの2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成27年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者4,524名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額9億9147万円相当の原状回復が行われた^(注)。
なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで9件である(平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件)。

(注) 前記の原状回復額の総額13億2622万円の内数である。



企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

47都道府県61会場(うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場)

キャンペーン標語の一般公募

「押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格」

下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約205,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、11月13日に要請を行った。

下請法等に係る講習会

下請法基礎講習会	61回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県61会場 (うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場)
下請法応用講習会	6回
業種別講習会	合計36回 (荷主・物流事業者向けに21回，テレビ局等向けに9回，放送番組制作事業者等向けに3回，ソフトウェア開発事業者等向けに3回)

下請法等に係る相談

相談	7,443件
中小事業者のための移動相談会	63か所

テレビ番組制作の取引に関する実態調査

テレビ番組制作の取引について、テレビ局及び局系列テレビ番組制作会社（以下「テレビ局等」という。）（576名）並びにテレビ番組制作会社（800名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成27年7月29日）。

調査結果によると、テレビ局等とテレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社の39.4%において、テレビ局等から「採算確保が困難な取引（買ったたき）」等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、「採算確保が困難な取引（買ったたき）」が20.2%と他の行為類型に比べ特に高くなっていたほか、「著作権の無償譲渡等」（12.8%）や「二次利用に伴う収益の不配分等」（10.1%）の著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

こうしたテレビ局等による不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答しているように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、テレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態がみられた。

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」という。)を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成27年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主15,000名及び物流事業者17,666名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた659名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した(平成28年4月)。

当該659名の荷主のうち、業種について回答のあった637名を業種別にみると、製造業が最も多く(317名, 49.8%), 卸売業(127名, 19.9%), 小売業(53名, 8.3%)がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為733件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く(455件, 62.1%), 代金の減額(75件, 10.2%), 割引困難な手形の交付(58件, 7.9%)がこれに続いている。

政府インターネットテレビ

政府の動きや重要施策を動画で紹介する「政府インターネットテレビ」に、下請法の重要性などを紹介する番組「下請事業者の強い味方！知っておきたい『下請法』」が公開された（平成27年10月15日）。

政府広報ラジオ番組

国民に身近な政策や行政の取組などについて分かりやすく解説する政府広報ラジオ番組「なるほど!!ニッポン情報局」において、下請法についてクイズ形式などを用いて紹介する番組「下請事業者を助ける！『下請法』って何だ！？」が放送された（平成28年1月23日，24日）。

平成27年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成28年6月1日
公正取引委員会

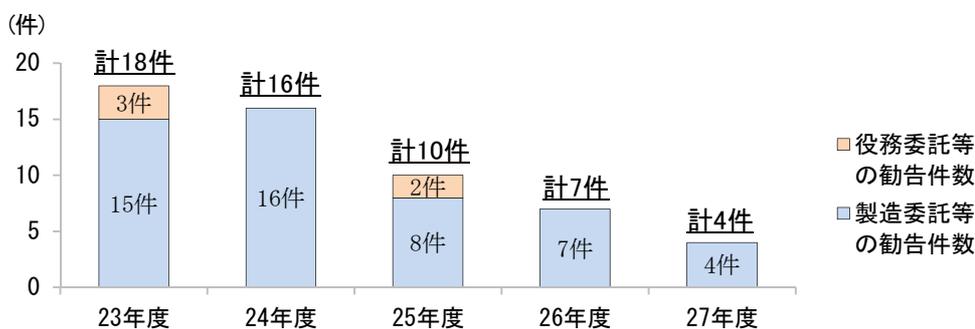
第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告等

(1) 平成27年度の勧告件数は4件。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が3件、下請代金の減額及び返品が1件。

【勧告件数の推移】



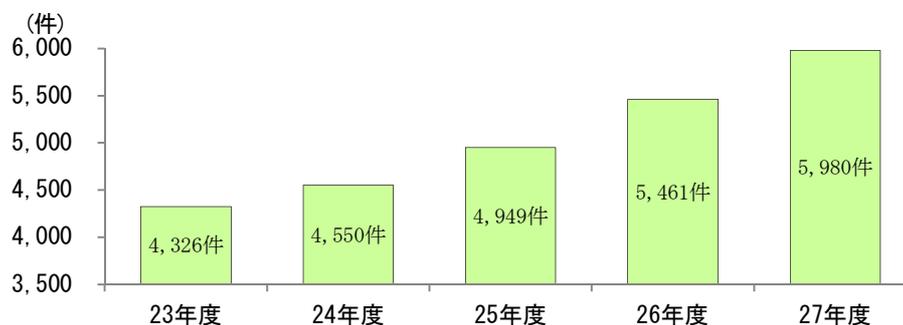
(注1) 各年度の勧告事件については参考資料2参照

(注2) 「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

(注3) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 平成27年度の指導件数は過去最多の5,980件。

【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374 (直通) (第1関係)

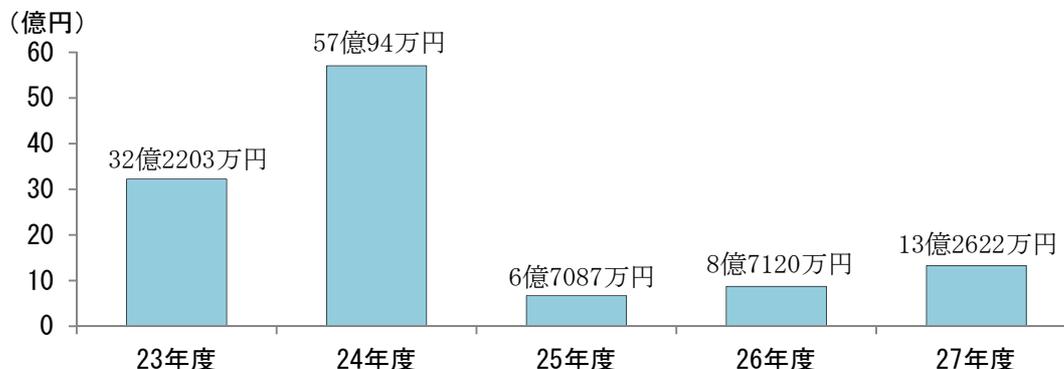
企業取引課 電話03-3581-3373 (直通) (第2関係)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>(下請法に係る相談・申告等 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

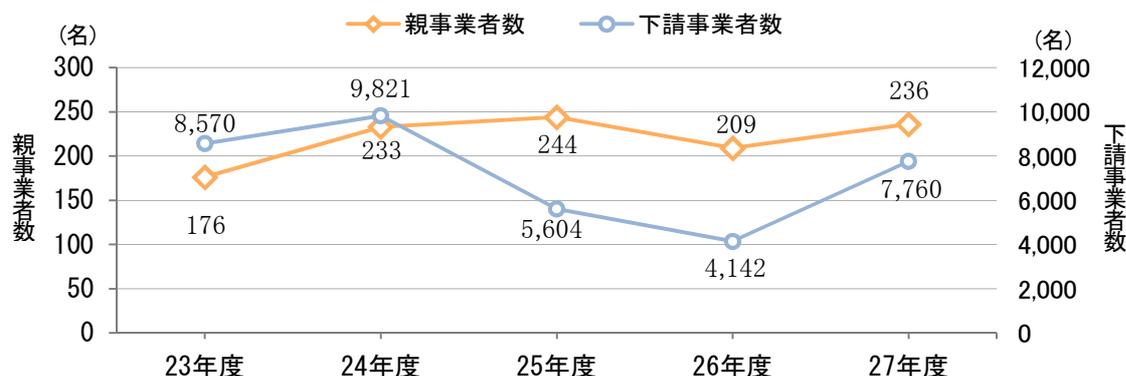
2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者236名から、下請事業者7,760名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億2622万円相当の原状回復が行われた。

【原状回復額の推移】



【原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移】



3 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとしている（平成20年12月17日公表）。

平成27年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は52件であり、当該申出件数は年々増加している（平成25年度14件、平成26年度47件）。また、同年度に処理した自発的な申出は45件であり、そのうちの2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成27年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者4,524名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額9億9147万円相当の原状回復が行われた（前記2記載の金額の内数である。）。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで9件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件）。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成27年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

(1) 概要

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(2) 下請取引適正化推進講習会

平成27年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

(3) キャンペーン標語の一般公募

平成27年度においては、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「押しつげず叩かず 決めよう 適正価格」を選定した。

(4) 下請法遵守の要請文書の発出

平成27年度においては、親事業者約205,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、11月13日に要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。平成27年度においては、61回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

平成27年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。平成27年度においては、6回の講習会を実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。平成27年度においては、合計36回（荷主・物流事業者向けに21回、テレビ局等向けに9回、放送番組制作事業者等向けに3回、ソフトウェア開発事業者等向けに3回）の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談

平成 27 年度においては、下請法等に係る相談 7,443 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う相談会を実施している。平成 27 年度においては、63 か所で実施した。

4 取引実態調査等

(1) テレビ番組制作の取引に関する実態調査

テレビ番組制作の取引について、テレビ局及び局系列テレビ番組制作会社（以下「テレビ局等」という。）(576 名)並びにテレビ番組制作会社(800 名)を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成 27 年 7 月 29 日）。

調査結果によると、テレビ局等とテレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社の 39.4%において、テレビ局等から「採算確保が困難な取引（買ったたき）」等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、「採算確保が困難な取引（買ったたき）」が 20.2%と他の行為類型に比べ特に高くなっていたほか、「著作権の無償譲渡等」（12.8%）や「二次利用に伴う収益の不配分等」（10.1%）の著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

こうしたテレビ局等による不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答しているように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、テレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態がみられた。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 27 年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主 15,000 名及び物流事業者 17,666 名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 659 名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 28 年 4 月）。

当該 659 名の荷主のうち、業種について回答のあった 637 名を業種別にみると、製造業が最も多く（317 名、49.8%）、卸売業（127 名、19.9%）、小売業（53 名、8.3%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為 733 件を類型別にみると、代金の支払

遅延が最も多く（455 件，62.1%），代金の減額（75 件，10.2%），割引困難な手形の交付（58 件，7.9%）がこれに続いている。

5 政府広報の活用

政府の動きや重要施策を動画で紹介する「政府インターネットテレビ」に，下請法の重要性などを紹介する番組「下請事業者の強い味方！知っておきたい『下請法』」が公開された（平成27年10月15日）。

また，国民に身近な政策や行政の取組などについて分かりやすく解説する政府広報ラジオ番組「なるほど!!ニッポン情報局」において，下請法についてクイズ形式などを用いて紹介する番組「下請事業者を助ける！『下請法』って何だ!？」が放送された（平成28年1月23日，24日）。

公正取引委員会では，これらの政府広報を下請法の普及・啓発に積極的に活用した。

平成 27 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

平成 28 年 6 月 1 日
公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第 1 表参照）

資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 39,101 名及び当該親事業者と取引のある下請事業者 214,000 名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043
平成 26 年度	38,982	213,690	252,672
製造委託等	25,935	152,504	178,439
役務委託等	13,047	61,186	74,233
平成 25 年度	38,974	214,044	253,018
製造委託等	26,217	148,332	174,549
役務委託等	12,757	65,712	78,469

(注 1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注 2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること及び下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことではないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(5)参照）。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は6,305件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが6,210件、下請事業者等からの申告によるものが95件である。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
平成27年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
平成26年度	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
平成25年度	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785

(注1) 平成27年度に勧告を行った4件のうち1件は、中小企業庁長官から措置請求を受けたものである。なお、当該措置請求は、平成26年度に行われた。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

イ 処理状況（第2表参照）

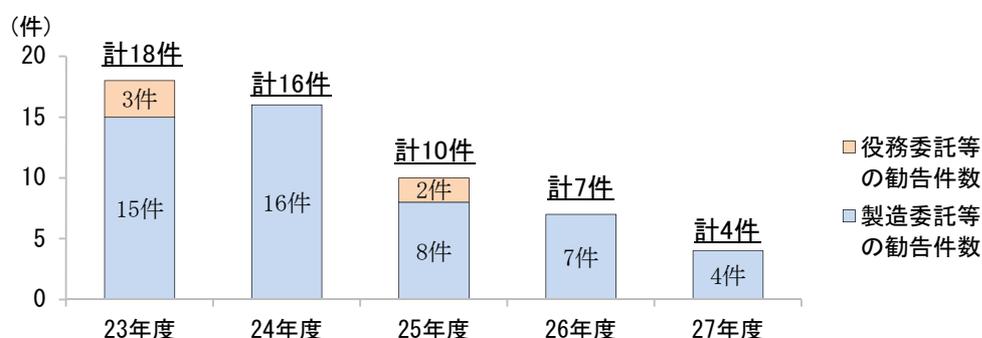
下請法違反被疑事件の処理件数は6,271件であり、このうち、5,984件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

(ア) 勧告（第1図参照）

勧告件数は4件であり、全て製造委託に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成23年度以降の勧告事件については、参考資料2を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、下請代金の減額が3件、下請代金の減額及び返品が1件となっている。

第1図 勧告件数の推移

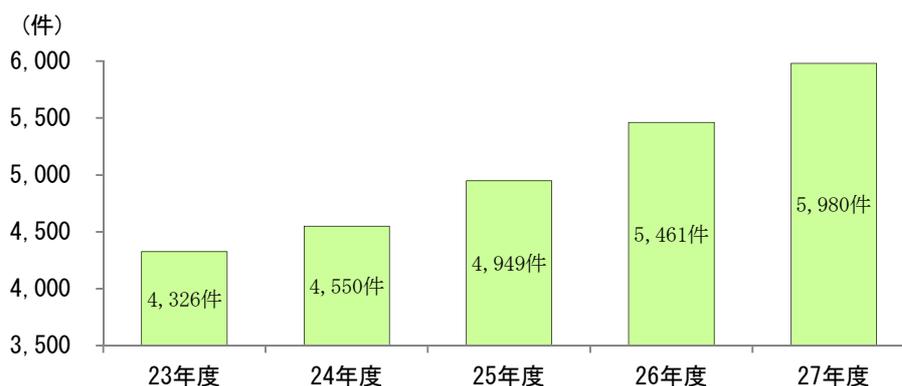


(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(イ) 指導（第2図参照）

指導件数は5,980件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。指導件数5,980件のうち4,224件が製造委託等に係るもの、1,756件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第2図 指導件数の推移



ウ 地区ごとの措置件数（第3表参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）5,984件の地区ごとの内訳は第3表のとおりである。都道府県ごとの内訳については別紙3のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（2,730件、45.6%）、②近畿地区（1,261件、21.1%）、③中部地区（646件、10.8%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を平成26年度と比べると、①関東甲信越地区が最も増加しており（552件増）、②北海道地区（15件増）、③東北地区（11件増）がこれに続いている。一方、四国地区及び沖縄地区は平成26年度に比べて減少している（順に75件減、5件減）。

第3表 措置件数（5,984件）の地区ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地 区	平成27年度	平成26年度	平成25年度
北海道地区【北海道】	184 (3.1)	169 (3.1)	159 (3.2)
東北地区【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	303 (5.1)	292 (5.3)	278 (5.6)
関東甲信越地区【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県】	2,730 (45.6)	2,178 (39.8)	1,922 (38.8)
中部地区【富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】	646 (10.8)	641 (11.7)	666 (13.4)
近畿地区【福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	1,261 (21.1)	1,255 (23.0)	1,117 (22.5)
中国地区【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】	364 (6.1)	363 (6.6)	346 (7.0)
四国地区【徳島県、香川県、愛媛県、高知県】	112 (1.9)	187 (3.4)	93 (1.9)
九州地区【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】	344 (5.7)	338 (6.2)	333 (6.7)
沖縄地区【沖縄県】	40 (0.7)	45 (0.8)	45 (0.9)
合 計	5,984 (100)	5,468 (100)	4,959 (100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) () 内の数値は合計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注3) 地区ごとの下請法の運用状況等については、別途公表することとしている。

(2) 措置件数の業種別内訳 (第2表参照)

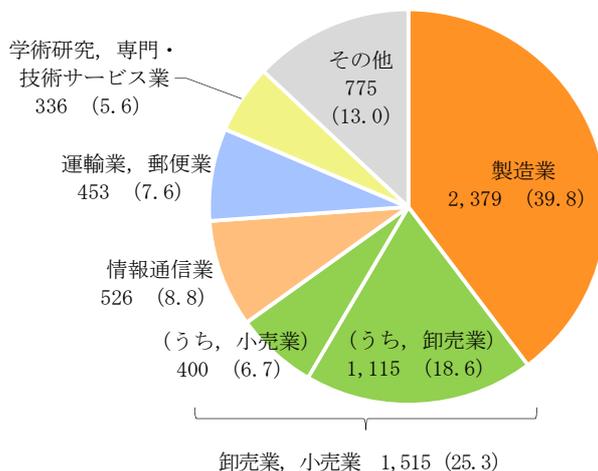
ア 全体の状況 (第3図, 第4表参照)

下請法違反事件に係る措置件数は 5,984 件であり, 平成 26 年度に比べて 516 件増加した。措置件数を業種別にみると, ①製造業が最も多く (2,379 件, 39.8%), ②卸売業, 小売業 (1,515 件, 25.3%), ③情報通信業 (526 件, 8.8%), ④運輸業, 郵便業 (453 件, 7.6%) がこれに続いている。

これら 4 業種の措置件数を平成 26 年度と比べると, 製造業は減少している (84 件減)。一方, ①卸売業, 小売業, ②運輸業, 郵便業, ③情報通信業は平成 26 年度に比べて増加している (順に 313 件増, 51 件増, 50 件増)。これら 4 業種は平成 26 年度においても措置件数の多い上位 4 業種であり, かつ, 順位も変わっていない。

第3図 措置件数 (5,984 件) の業種別内訳

[単位: 件, (%)]



(注1) 業種は, 日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は措置件数全体に占める比率であり, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも 100 とならない。以下同じ。

第4表 措置件数 (5,984 件) の業種別内訳

[単位: 件, (%)]

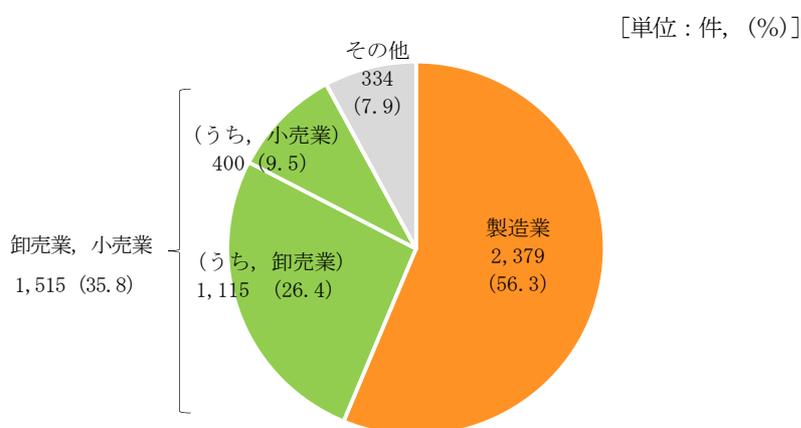
	製造業	卸売業, 小売業			情報通信業	運輸業, 郵便業	学術研究, 専門・技術サービス業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計					
平成 27 年度	2,379 (39.8)	1,115 (18.6)	400 (6.7)	1,515 (25.3)	526 (8.8)	453 (7.6)	336 (5.6)	775 (13.0)	5,984 (100)
平成 26 年度	2,463 (45.0)	823 (15.1)	379 (6.9)	1,202 (22.0)	476 (8.7)	402 (7.4)	306 (5.6)	619 (11.3)	5,468 (100)
平成 25 年度	2,055 (41.4)	869 (17.5)	321 (6.5)	1,190 (24.0)	372 (7.5)	516 (10.4)	339 (6.8)	487 (9.8)	4,959 (100)

イ 製造委託等の状況（第4図，第5表参照）

製造委託等に係る措置件数は4,228件であり，平成26年度に比べて317件増加した。措置件数を業種別にみると，①製造業が最も多く（2,379件，56.3%），②卸売業，小売業（1,515件，35.8%）がこれに続いており，これら2業種で全体の9割以上を占めている。

これら2業種の措置件数を平成26年度と比べると，製造業は減少している（84件減）。一方，卸売業，小売業は平成26年度に比べて増加している（313件増）。これら2業種は平成26年度においても措置件数の多い上位2業種であり，かつ，順位も変わっていない。

第4図 製造委託等に係る措置件数（4,228件）の業種別内訳



第5表 製造委託等に係る措置件数（4,228件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]

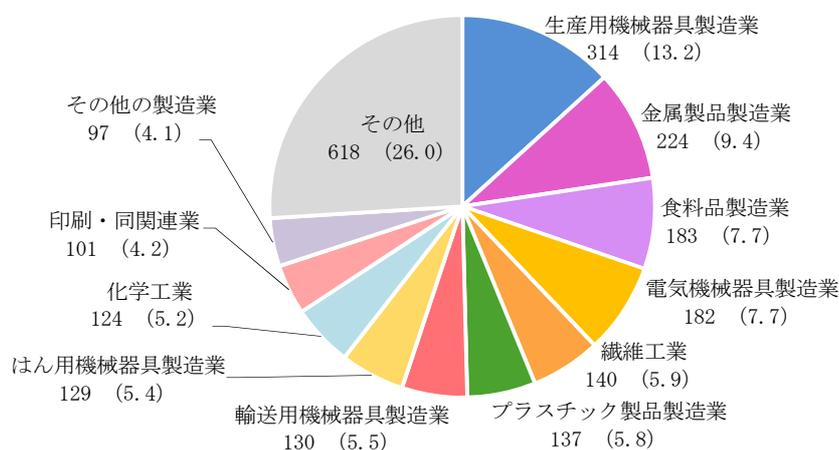
	製造業	卸売業，小売業			その他	合計
		卸売業	小売業	小計		
平成27年度	2,379 (56.3)	1,115 (26.4)	400 (9.5)	1,515 (35.8)	334 (7.9)	4,228 (100)
平成26年度	2,463 (63.0)	823 (21.0)	379 (9.7)	1,202 (30.7)	246 (6.3)	3,911 (100)
平成25年度	2,055 (61.4)	867 (25.9)	320 (9.6)	1,187 (35.5)	105 (3.1)	3,347 (100)

なお、製造業に対する措置件数（2,379件）の内訳としては、①生産用機械器具製造業が最も多く（314件、13.2%）、②金属製品製造業（224件、9.4%）、③食料品製造業（183件、7.7%）、④電気機械器具製造業（182件、7.7%）がこれに続いている。

これら4業種の措置件数を平成26年度と比べると、金属製品製造業は減少している（49件減）。一方、①食料品製造業、②生産用機械器具製造業、③電気機械器具製造業は平成26年度に比べて増加している（順に56件増、31件増、14件増）。生産用機械器具製造業及び金属製品製造業の2業種は平成26年度においても措置件数の多い上位2業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第4-1図 製造業に対する措置件数（2,379件）の内訳

[単位：件，（%）]



(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

(注2) () 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第5-1表 製造業に対する措置件数（2,379件）の内訳

[単位：件，（%）]

	生産用 機械器具 製造業	金属製品 製造業	食料品 製造業	電気 機械器具 製造業	繊維工業	プラスチッ ク製品製 造業	輸送用 機械器具 製造業	はん用 機械器具 製造業	化学工業	印刷・ 同関連業	その他の 製造業	その他	合計
平成27年度	314 (13.2)	224 (9.4)	183 (7.7)	182 (7.7)	140 (5.9)	137 (5.8)	130 (5.5)	129 (5.4)	124 (5.2)	101 (4.2)	97 (4.1)	618 (26.0)	2,379 (100)
平成26年度	283 (11.5)	273 (11.1)	127 (5.2)	168 (6.8)	170 (6.9)	117 (4.8)	147 (6.0)	141 (5.7)	123 (5.0)	148 (6.0)	122 (5.0)	644 (26.1)	2,463 (100)
平成25年度	222 (10.8)	189 (9.2)	146 (7.1)	149 (7.3)	132 (6.4)	129 (6.3)	111 (5.4)	121 (5.9)	135 (6.6)	114 (5.5)	77 (3.7)	530 (25.8)	2,055 (100)

(注) 業種は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

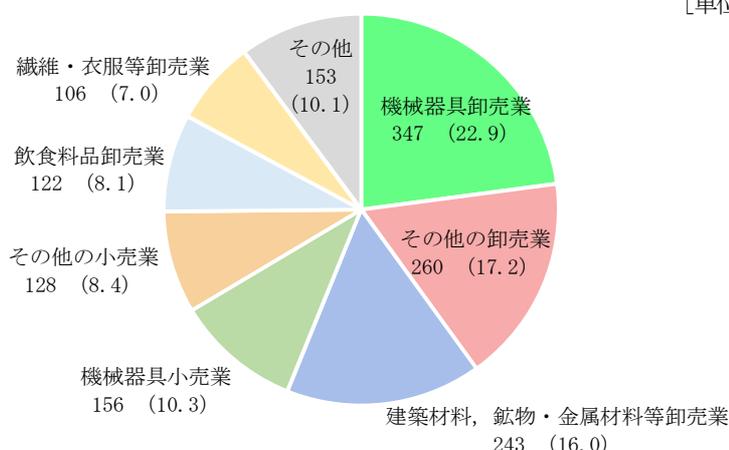
また、卸売業、小売業に対する措置件数（1,515件）の内訳としては、①機械器具卸売業が最も多く（347件, 22.9%）、②その他の卸売業（260件, 17.2%）、③建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（243件, 16.0%）がこれに続いている。

これら3業種の措置件数を平成26年度と比べると、①その他の卸売業が最も増加しており（110件増）、②建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（79件増）、③機械器具卸売業（52件増）がこれに続いている。

なお、上位1位の機械器具卸売業は平成26年度においても1位であった。

第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,515件）の内訳

[単位：件, (%)]



(注) () 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

第5-2表 卸売業、小売業に対する措置件数（1,515件）の内訳

[単位：件, (%)]

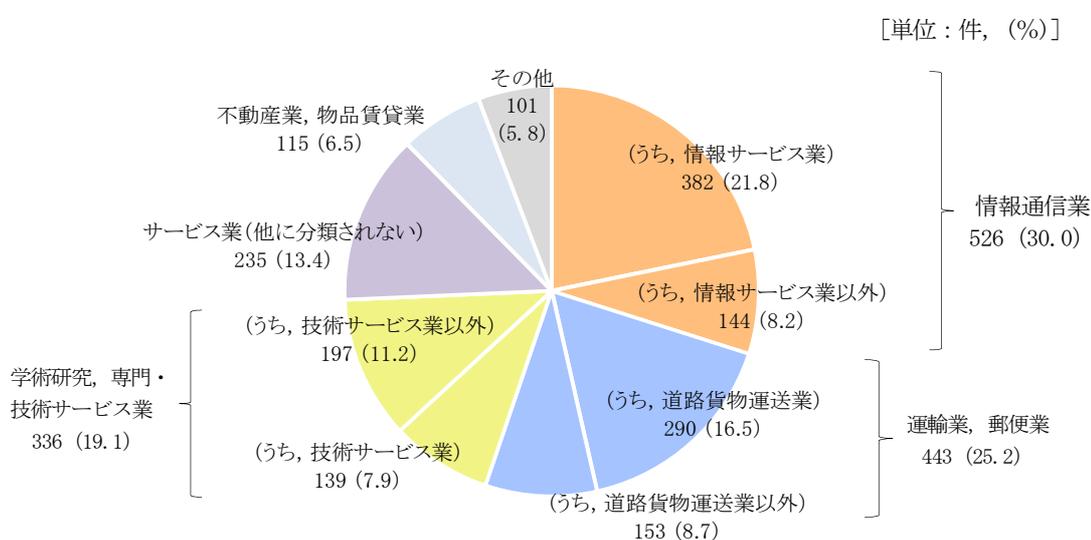
	機械器具卸売業	その他の卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	機械器具小売業	その他の小売業	飲食料品卸売業	繊維・衣類等卸売業	その他	合計
平成27年度	347 (22.9)	260 (17.2)	243 (16.0)	156 (10.3)	128 (8.4)	122 (8.1)	106 (7.0)	153 (10.1)	1,515 (100)
平成26年度	295 (24.5)	150 (12.5)	164 (13.6)	185 (15.4)	94 (7.8)	83 (6.9)	101 (8.4)	130 (10.8)	1,202 (100)
平成25年度	268 (22.6)	182 (15.3)	198 (16.7)	139 (11.7)	79 (6.7)	102 (8.6)	93 (7.8)	126 (10.6)	1,187 (100)

ウ 役務委託等の状況（第5図，第6表参照）

役務委託等に係る措置件数は1,756件であり，平成26年度に比べて199件増加した。措置件数を業種別にみると，①情報通信業が最も多く（526件，30.0%），②運輸業，郵便業（443件，25.2%），③学術研究，専門・技術サービス業（336件，19.1%）がこれに続いている。

これら3業種の措置件数を平成26年度と比べると，①情報通信業が最も増加しており（50件増），②運輸業，郵便業（49件増），③学術研究，専門・技術サービス業（30件増）がこれに続いている。これら3業種は平成26年度においても措置件数の多い上位3業種であり，かつ，順位も変わっていない。

第5図 役務委託等に係る措置件数（1,756件）の業種別内訳



(注) () 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

第6表 役務委託等に係る措置件数（1,756件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]

	情報通信業			運輸業，郵便業			学術研究， 専門・技術サービス業			サービス業 (他に分類 されない)	不動産業， 物品賃貸業	その他	合計
	情報 サービス業	情報サービ ス業以外	小計	道路貨物 運送業	道路貨物 運送業以外	小計	技術 サービス業	技術サービ ス業以外	小計				
平成27年度	382 (21.8)	144 (8.2)	526 (30.0)	290 (16.5)	153 (8.7)	443 (25.2)	139 (7.9)	197 (11.2)	336 (19.1)	235 (13.4)	115 (6.5)	101 (5.8)	1,756 (100)
平成26年度	348 (22.4)	128 (8.2)	476 (30.6)	265 (17.0)	129 (8.3)	394 (25.3)	151 (9.7)	155 (10.0)	306 (19.7)	218 (14.0)	91 (5.8)	72 (4.6)	1,557 (100)
平成25年度	253 (15.7)	119 (7.4)	372 (23.1)	369 (22.9)	135 (8.4)	504 (31.3)	193 (12.0)	146 (9.1)	339 (21.0)	213 (13.2)	96 (6.0)	88 (5.5)	1,612 (100)

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第7表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

(7) 勧告又は指導を行った事件を下請法違反行為の類型別にみると全体で9,674件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が4,977件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が4,697件となっている。手続規定違反は平成26年度の4,551件から4,977件に426件増加、実体規定違反は平成26年度の4,529件から4,697件に168件増加している。

(4) 実体規定違反件数4,697件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延は平成26年度の2,843件から3,131件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の66.7%）に288件増加、②買ったたきは平成26年度の735件から631件（同13.4%）に104件減少、③下請代金の減額は平成26年度の383件から373件（同7.9%）に10件減少しており、これら3つの行為類型で全体の9割近くを占めている。

なお、平成26年度に比べて違反件数が減少している行為類型は、受領拒否、下請代金の減額、返品、買ったたき、早期決済及び割引困難手形の6類型である。

第7表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（％）]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)	2,680
平成26年度	4,067 (89.4)	484 (10.6)	4,551 (100)	32 (0.7)	2,843 (62.8)	383 (8.5)	15 (0.3)	735 (16.2)	46 (1.0)	60 (1.3)	253 (5.6)	135 (3.0)	27 (0.6)	0 (0)	4,529 (100)	9,080
製造委託等	3,020 (89.5)	353 (10.5)	3,373 (100)	29 (0.9)	1,880 (56.5)	317 (9.5)	15 (0.5)	609 (18.3)	35 (1.1)	59 (1.8)	241 (7.2)	123 (3.7)	17 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)	6,698
役務委託等	1,047 (88.9)	131 (11.1)	1,178 (100)	3 (0.2)	963 (80.0)	66 (5.5)	0 (0.0)	126 (10.5)	11 (0.9)	1 (0.1)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	0 (0)	1,204 (100)	2,382
平成25年度	4,186 (81.7)	939 (18.3)	5,125 (100)	42 (1.9)	1,488 (66.1)	228 (10.1)	20 (0.9)	86 (3.8)	60 (2.7)	44 (2.0)	208 (9.2)	29 (1.3)	45 (2.0)	0 (0)	2,250 (100)	7,375
製造委託等	2,879 (82.6)	607 (17.4)	3,486 (100)	31 (2.1)	886 (59.1)	182 (12.1)	20 (1.3)	65 (4.3)	32 (2.1)	42 (2.8)	190 (12.7)	26 (1.7)	25 (1.7)	0 (0)	1,499 (100)	4,985
役務委託等	1,307 (79.7)	332 (20.3)	1,639 (100)	11 (1.5)	602 (80.2)	46 (6.1)	0 (0.0)	21 (2.8)	28 (3.7)	2 (0.3)	18 (2.4)	3 (0.4)	20 (2.7)	0 (0)	751 (100)	2,390

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

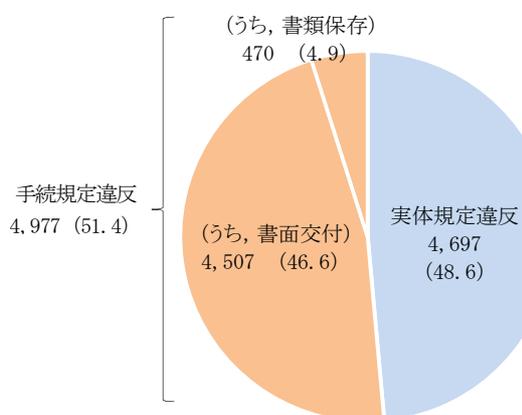
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

第6-1図

類型別件数（9,674件）の内訳

[単位：件，（％）]

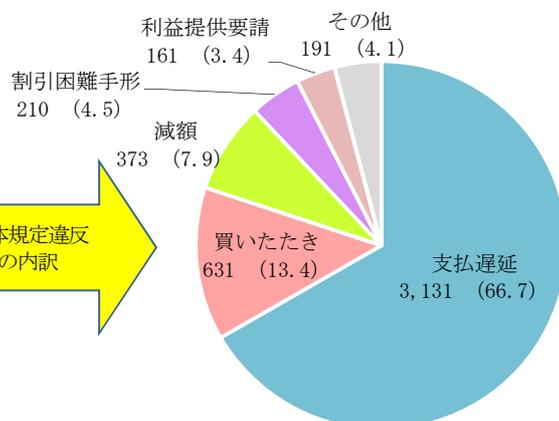


(注) ()内の数値は類型別件数に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数（4,697件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]



(注) ()内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図、第8表参照）

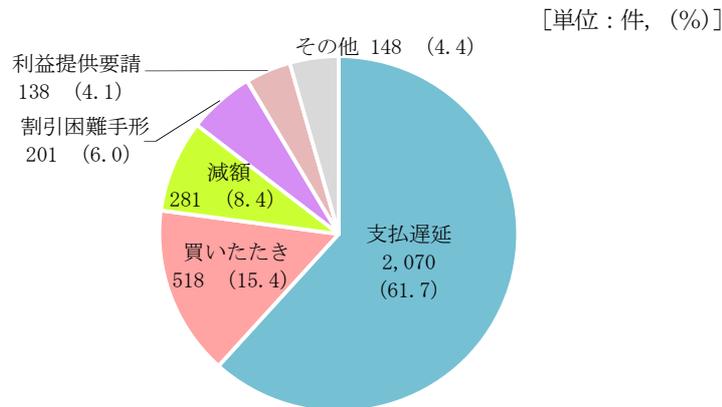
製造委託等に係る違反行為類型別件数は6,994件で、うち、手続規定違反件数は3,638件、実体規定違反件数は3,356件となっている。

実体規定違反件数3,356件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が最も多く（2,070件、61.7%）、②買ったたき（518件、15.4%）、③下請代金の減額（281件、8.4%）がこれに続いており、これら3類型で全体の9割近くを占めている。

これら3類型の違反件数を平成26年度と比べると、下請代金の支払遅延が増加している（190件増）。一方、買ったたき及び下請代金の減額は平成26年度に比べて減少している（順に91件減、36件減）。これら3類型は平成26年度においても違反件数の多い上位3類型であり、かつ、順位も変わっていない。

なお、後記ウの役務委託等に比べて買ったたき及び下請代金の減額の割合がより高くなっている。

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（3,356件）の行為類型別内訳



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数に占める比率である。

第8表 製造委託等に係る実体規定違反件数（3,356件）の行為類型別内訳

[単位：件，（%）]

	支払遅延	買ったたき	減額	割引困難手形	利益提供要請	早期決済	購入等強制	やり直し等	受領拒否	返品	報復措置	合計
平成27年度	2,070 (61.7)	518 (15.4)	281 (8.4)	201 (6.0)	138 (4.1)	53 (1.6)	42 (1.3)	24 (0.7)	17 (0.5)	12 (0.4)	0 (0)	3,356 (100)
平成26年度	1,880 (56.5)	609 (18.3)	317 (9.5)	241 (7.2)	123 (3.7)	59 (1.8)	35 (1.1)	17 (0.5)	29 (0.9)	15 (0.5)	0 (0)	3,325 (100)
平成25年度	886 (59.1)	65 (4.3)	182 (12.1)	190 (12.7)	26 (1.7)	42 (2.8)	32 (2.1)	25 (1.7)	31 (2.1)	20 (1.3)	0 (0)	1,499 (100)

（注）違反行為類型は、平成27年度における違反件数の多い順に左から並べている。

ウ 役務委託等の状況（第8図、第9表参照）

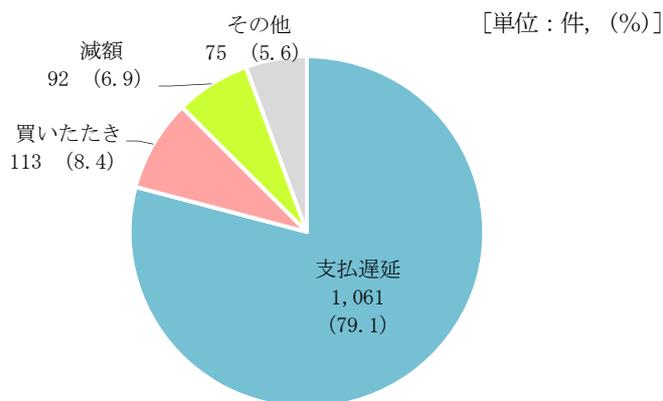
役務委託等に係る違反行為類型別件数は2,680件で、うち、手続規定違反件数は1,339件、実体規定違反件数は1,341件となっている。

実体規定違反件数1,341件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が最も多く（1,061件、79.1%）、②買ったたき（113件、8.4%）、③下請代金の減額（92件、6.9%）がこれに続いており、これら3類型で全体の9割以上を占めている。

これら3類型の違反件数を平成26年度と比べると、下請代金の支払遅延が最も増加しており（98件増）、下請代金の減額がこれに続いている（26件増）。一方、買ったたきは平成26年度に比べて減少している（13件減）。これら3類型は平成26年度においても違反件数の多い上位3類型であり、かつ、順位も変わっていない。

なお、前記イの製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の割合がより高くなっている。

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,341件）の行為類型別内訳



(注) () 内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数に占める比率である。

第9表 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,341件）の行為類型別内訳

	支払遅延	買ったたき	減額	購入等強制	利益提供要請	割引困難手形	やり直し等	早期決済	受領拒否	返品	報復措置	合計
平成27年度	1,061 (79.1)	113 (8.4)	92 (6.9)	27 (2.0)	23 (1.7)	9 (0.7)	9 (0.7)	3 (0.2)	2 (0.1)	2 (0.1)	0 (0)	1,341 (100)
平成26年度	963 (80.0)	126 (10.5)	66 (5.5)	11 (0.9)	12 (1.0)	12 (1.0)	10 (0.8)	1 (0.1)	3 (0.2)	0 (0)	0 (0)	1,204 (100)
平成25年度	602 (80.2)	21 (2.8)	46 (6.1)	28 (3.7)	3 (0.4)	18 (2.4)	20 (2.7)	2 (0.3)	11 (1.5)	0 (0)	0 (0)	751 (100)

(注) 違反行為類型は、平成27年度における違反件数の多い順に左から並べている。

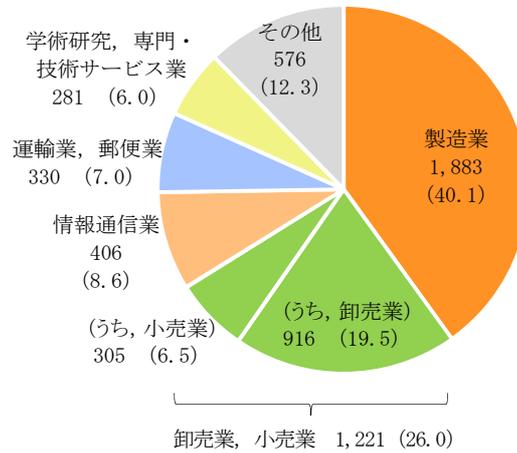
エ 実体規定違反件数の業種別内訳等（第9図、第10表）

実体規定違反件数は4,697件であり、平成26年度に比べて168件増加した。違反件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（1,883件、40.1%）、②卸売業、小売業（1,221件、26.0%）、③情報通信業（406件、8.6%）、④運輸業、郵便業（330件、7.0%）がこれに続いており、全体の措置件数の業種別内訳（第3図）と同様の順位となっている。

これら4業種の違反件数を平成26年度と比べると、製造業が減少している（251件減）。一方、①卸売業、小売業、②運輸業、郵便業、③情報通信業は平成26年度に比べて増加している（順に205件増、52件増、42件増）。これら4業種は平成26年度においても違反件数の多い上位4業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第9-1図 実体規定違反件数（4,697件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]



（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2）（ ）内の数値は実体規定違反件数全体に占める比率である。

第10-1表 実体規定違反件数（4,697件）の業種別内訳

[単位：件，（%）]

	製造業	卸売業、小売業			情報通信業	運輸業、郵便業	学術研究、専門・技術サービス業	サービス業（他に分類されない）	複合サービス事業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計							
平成27年度	1,883 (40.1)	916 (19.5)	305 (6.5)	1,221 (26.0)	406 (8.6)	330 (7.0)	281 (6.0)	193 (4.1)	130 (2.8)	253 (5.4)	4,697 (100)
平成26年度	2,134 (47.1)	732 (16.2)	284 (6.3)	1,016 (22.4)	364 (8.0)	278 (6.1)	253 (5.6)	196 (4.3)	121 (2.7)	167 (3.7)	4,529 (100)
平成25年度	899 (40.0)	410 (18.2)	146 (6.5)	556 (24.7)	168 (7.5)	224 (10.0)	204 (9.1)	89 (4.0)	15 (0.7)	95 (4.2)	2,250 (100)

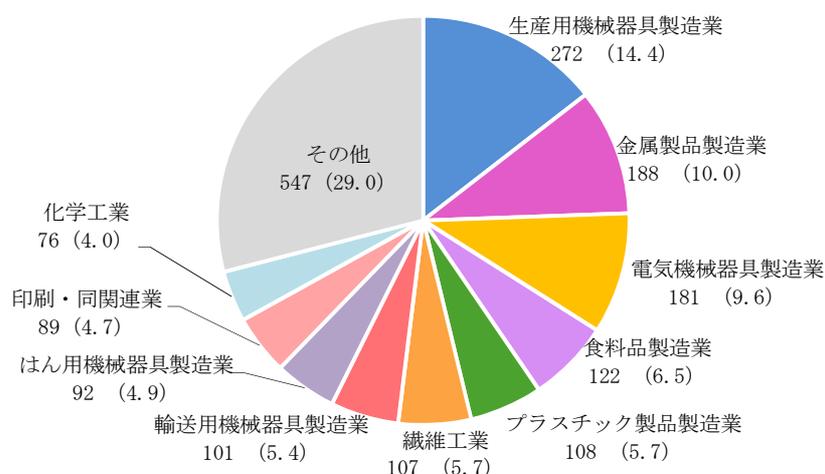
（注1）業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2）平成25年度の「その他」欄（95件）には、複合サービス事業（15件）よりも違反件数が多い業種が3業種含まれている（不動産業、物品賃貸業〔45件〕、生活関連サービス業、娯楽業〔21件〕、建設業〔16件〕）。

なお、製造業のうち実体規定違反件数の増加が平成 26 年度と比べて特に大きい業種は、電気機械器具製造業（42 件増）、食料品製造業（同）である。一方、実体規定違反件数の減少が平成 26 年度と比べて特に大きい業種は、金属製品製造業（69 件減）、はん用機械器具製造業（68 件減）、繊維工業（66 件減）である。

第 9-2 図 製造業に対する実体規定違反件数（1,883 件）の内訳

[単位：件，（％）]



(注 1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注 2) () 内の数値は製造業に対する実体規定違反件数に占める比率である。

第 10-2 表 製造業に対する実体規定違反件数（1,883 件）の内訳

[単位：件，（％）]

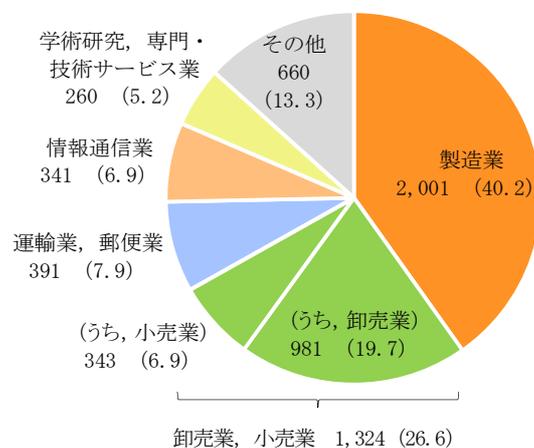
	生産用 機械器具 製造業	金属製品 製造業	電気 機械器具 製造業	食料品 製造業	プラスチ ック製品 製造業	繊維 工業	輸送用 機械器具 製造業	はん用 機械器具 製造業	印刷・ 同関連業	化学 工業	その他	合 計
平成 27 年度	272 (14.4)	188 (10.0)	181 (9.6)	122 (6.5)	108 (5.7)	107 (5.7)	101 (5.4)	92 (4.9)	89 (4.7)	76 (4.0)	547 (29.0)	1,883 (100)
平成 26 年度	271 (12.7)	257 (12.0)	139 (6.5)	80 (3.7)	107 (5.0)	173 (8.1)	121 (5.7)	160 (7.5)	139 (6.5)	77 (3.6)	610 (28.6)	2,134 (100)
平成 25 年度	101 (11.2)	83 (9.2)	58 (6.5)	61 (6.8)	59 (6.6)	62 (6.9)	44 (4.9)	101 (11.2)	49 (5.5)	54 (6.0)	227 (25.3)	899 (100)

(注 1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注 2) 平成 26 年度の「その他」欄（610 件）には、化学工業（77 件）よりも違反件数が多い業種が 3 業種含まれている（その他の製造業 [104 件]、業務用機械器具製造業 [92 件]、パルプ・紙・紙加工製造業 [78 件]）。

【参考】 手続規定違反件数（4,977件）の業種別内訳

[単位：件，（％）]



（注1） 業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

（注2）（ ）内の数値は手続規定違反件数全体に占める比率である。

【参考】 手続規定違反件数（4,977件）の業種別内訳

[単位：件，（％）]

	製造業	卸売業、小売業			運輸業、郵便業	情報通信業	学術研究、専門・技術サービス業	サービス業（他に分類されない）	複合サービス事業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計							
平成27年度	2,001 (40.2)	981 (19.7)	343 (6.9)	1,324 (26.6)	391 (7.9)	341 (6.9)	260 (5.2)	208 (4.2)	189 (3.8)	263 (5.3)	4,977 (100)
平成26年度	2,046 (45.0)	762 (16.7)	332 (7.3)	1,094 (24.0)	358 (7.9)	277 (6.1)	233 (5.1)	190 (4.2)	173 (3.8)	180 (4.0)	4,551 (100)
平成25年度	2,083 (40.6)	950 (18.5)	346 (6.8)	1,296 (25.3)	601 (11.7)	326 (6.4)	326 (6.4)	235 (4.6)	46 (0.9)	212 (4.1)	5,125 (100)

（注1） 業種は、日本標準産業分類大分類による。以下同じ。

（注2）平成25年度の「その他」欄（212件）には、複合サービス事業（46件）よりも違反件数が多い業種が2業種含まれている（不動産業、物品賃貸業 [89件]、生活関連サービス業、娯楽業 [75件]）。

オ 実体規定違反行為類型別における違反件数の業種別内訳（参考資料1参照）

実体規定違反行為類型別における違反件数が多い3類型（下請代金の支払遅延、買ったとき及び下請代金の減額）について、違反行為ごとの業種別内訳をみると以下のとおりである。違反行為類型別の業種別内訳の詳細については、参考資料1のとおりである。

- (7) 下請代金の支払遅延に係る違反件数は 3,131 件であり、平成 26 年度に比べて 288 件増加している。違反件数を業種別にみると、①情報サービス業が最も多く (261 件, 8.3%)、②機械器具卸売業 (187 件, 6.0%)、③生産用機械器具製造業 (153 件, 4.9%) がこれに続いている。

平成 27 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 26 年度と比べると、その他の卸売業が最も増加しており (64 件増)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、電気機械器具製造業がこれに続いている (順に 34 件増, 28 件増)。一方、金属製品製造業は平成 26 年度に比べて最も減少しており (21 件減)、機械器具小売業がこれに続いている (5 件減)。

情報サービス業は平成 26 年度に引き続き第 1 位となっており、かつ、両年度ともに第 2 位との差が大きい (平成 26 年度が 90 件差, 平成 27 年度が 74 件差)。

- (4) 買ったたきに係る違反件数は 631 件であり、平成 26 年度に比べて 104 件減少している。違反件数を業種別にみると、①生産用機械器具製造業が最も多く (51 件, 8.1%)、②その他の卸売業 (38 件, 6.0%)、③金属製品製造業 (37 件, 5.9%) がこれに続いている。

平成 27 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 26 年度と比べると、その他の卸売業が最も増加しており (13 件増)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業がこれに続いている (12 件増)。一方、金属製品製造業は平成 26 年度に比べて最も減少しており (13 件減)、繊維工業がこれに続いている (11 件減)。

また、平成 27 年度における上位 10 業種については、平成 26 年度に第 1 位であった金属製品製造業が平成 27 年度では第 3 位になるなど、平成 26 年度と比べて順位が変動しているところ、平成 27 年度の上位 10 業種の違反件数は 51 件から 19 件の間にあることから、特定の業種に多く違反がみられるということはない。

- (5) 下請代金の減額に係る違反件数は 373 件であり、平成 26 年度に比べて 10 件減少している。違反件数を業種別にみると、①道路貨物運送業が最も多く (26 件, 7.0%)、②生産用機械器具製造業 (21 件, 5.6%)、②建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (21 件, 5.6%)、③繊維工業 (19 件, 5.1%) がこれに続いている。

平成 27 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 26 年度と比べると、道路貨物運送業が最も増加しており (13 件増)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業がこれに続いている (9 件増)。一方、機械器具卸売業は平成 26 年度に比べて最も減少しており (7 件減)、生産用機械器具製造業、繊維工業がこれに続いている (いずれも 4 件減)。

また、平成 27 年度における上位 10 業種については、平成 26 年度に第 10 位であった道路貨物運送業が平成 27 年度では第 1 位になるなど、平成 26 年度と比べて順位が変動しているところ、平成 27 年度の上位 10 業種の違反件数は 26 件から 10 件の間にあることから、特定の業種に多く違反がみられるということはない。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況(第 11～12 表, 第 10～12 図参照)

平成 27 年度においては, 下請事業者が被った不利益について, 親事業者 236 名から, 下請事業者 7,760 名に対し, 下請代金の減額分の返還等, 総額 13 億 2622 万円相当の原状回復が行われた。

原状回復額を業種別にみると, ①複合サービス事業が最も多く(8 億 9688 万円, 67.6%), ②卸売業, 小売業(2 億 5282 万円, 19.1%), ③製造業(1 億 292 万円, 7.8%) がこれに続いている。これら 3 業種の原状回復額を平成 26 年度と比べると, 複合サービス事業が最も増加しており(8 億 9688 万円増), 製造業がこれに続いている(1510 万円増)。一方, 卸売業, 小売業が減少している(4 億 4402 万円減)。

第 11 表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

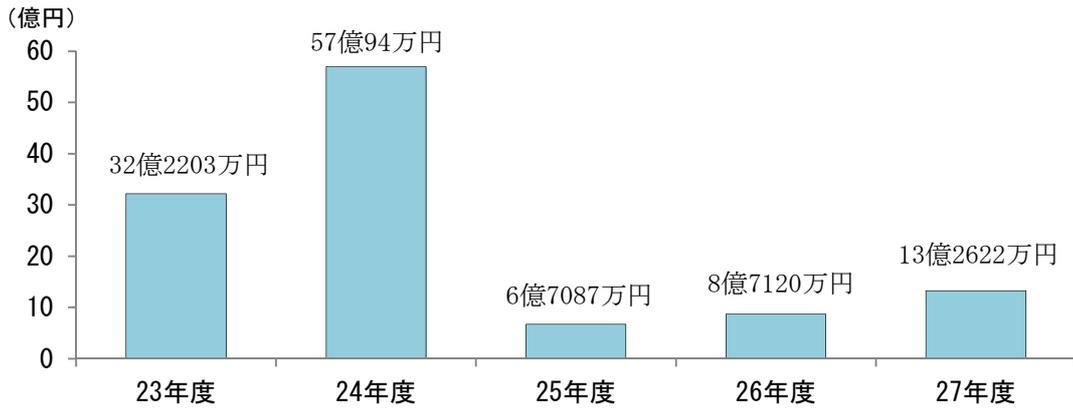
違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
減額	27 年度	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	26 年度	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	25 年度	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
支払遅延	27 年度	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	26 年度	91 名	1,783 名	6299 万円
	25 年度	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
返品	27 年度	7 名	161 名	1 億 7896 万円
	26 年度	3 名	65 名	2 億 2830 万円
	25 年度	1 名	2 名	21 万円
利益提供要請	27 年度	4 名	123 名	3078 万円
	26 年度	2 名	7 名	65 万円
	25 年度	6 名	60 名	1399 万円
やり直し等	27 年度	2 名	4 名	1706 万円
	26 年度	—	—	—
	25 年度	—	—	—
受領拒否	27 年度	1 名	4 名	71 万円
	26 年度	1 名	16 名	1 億 6725 万円
	25 年度	—	—	—
割引困難手形	27 年度	1 名	4 名	44 万円
	26 年度	1 名	1 名	41 万円
	25 年度	—	—	—
買ったたき	27 年度	2 名	2 名	38 万円
	26 年度	1 名	2 名	657 万円
	25 年度	—	—	—
購入等強制	27 年度	1 名	199 名	25 万円
	26 年度	—	—	—
	25 年度	—	—	—
早期決済	27 年度	1 名	1 名	18 万円
	26 年度	2 名	15 名	0 万円
	25 年度	—	—	—
合計	27 年度	236 名	7,760 名	13 億 2622 万円
	26 年度	209 名	4,142 名	8 億 7120 万円
	25 年度	244 名	5,604 名	6 億 7087 万円

(注 1) 違反行為類型ごとの原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため, 各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また, 有償支給原材料等の対価の早期決済については, 平成 26 年度における返還金額が 1 万円未満のため, 「0 万円」としている。

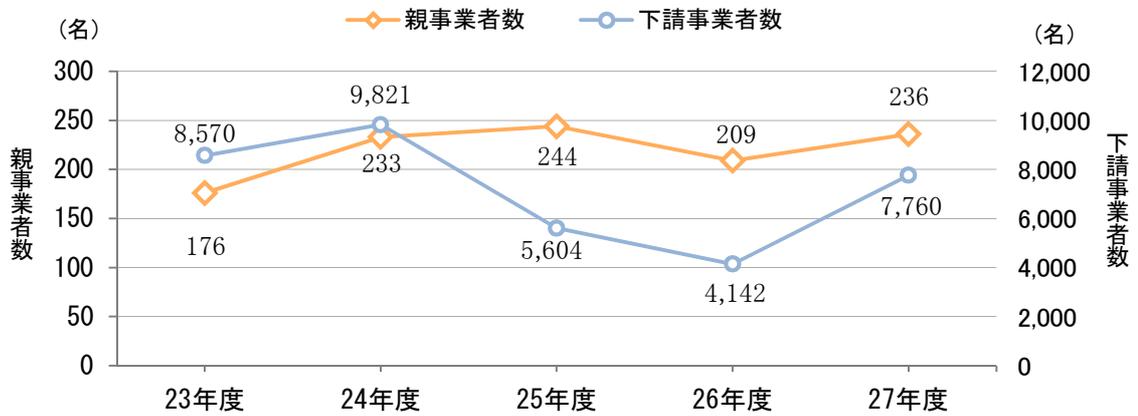
(注 2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注 3) 該当がない場合を「—」で示した。

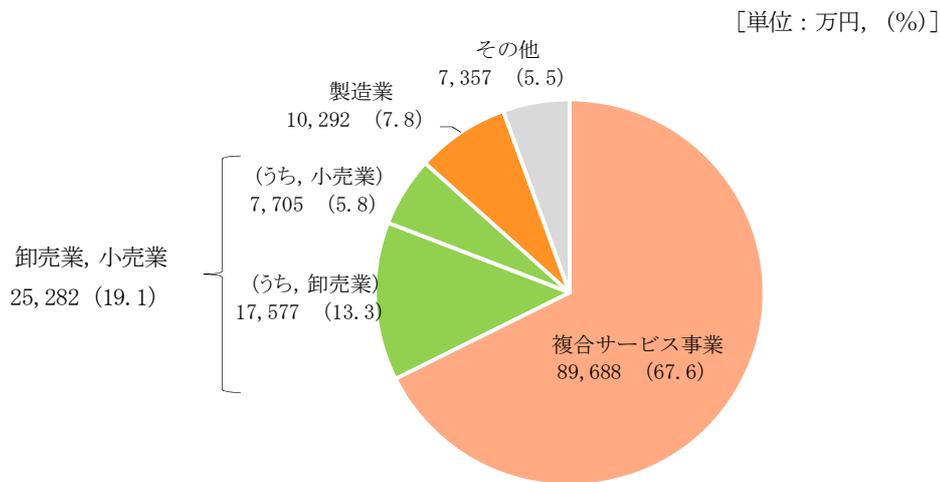
第10図 原状回復額の推移



第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



第12図 原状回復額 (13億2622万円) の業種別内訳



(注1) 業種ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

(注2) () 内の数値は原状回復額全体に占める比率である。

第12表 原状回復額（13億2622万円）の業種別内訳

[単位：万円，（％）]

	複合サービス事業	卸売業、小売業			製造業	学術研究、 専門・技術 サービス業	建設業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計					
平成27年度	89,688 (67.6)	17,577 (13.3)	7,705 (5.8)	25,282 (19.1)	10,292 (7.8)	4,481 (3.4)	1,698 (1.3)	1,177 (0.9)	132,622 (100)
平成26年度	0 (0.0)	23,195 (26.6)	46,489 (53.4)	69,684 (80.0)	8,782 (10.1)	7,357 (8.4)	11 (0.0)	1,286 (1.5)	87,120 (100)
平成25年度	131 (0.2)	16,121 (24.0)	22,082 (32.9)	38,203 (56.9)	19,171 (28.6)	1,365 (2.0)	147 (0.2)	8,070 (12.0)	67,087 (100)

(注) 業種ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

(5) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

平成27年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は52件であり、当該申出件数は年々増加している（平成25年度14件、平成26年度47件）。また、同年度に処理した自発的な申出は45件であり、そのうちの2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成27年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者4,524名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額9億9147万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで9件である（平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件）。

(注1) http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 前記(4)記載の金額の内数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。平成27年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

(1) 下請取引適正化推進講習会

平成27年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）平成27年度下請取引適正化推進講習会テキスト

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/H27textbook.pdf>

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成27年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格」を選定した。

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/150924hyougo.files/150924hyougo.pdf>

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成27年度においては、親事業者約205,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、11月13日に要請を行った。

2 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成27年度においては、61回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会（再掲）

平成 27 年度においては、47 都道府県 61 会場（うち公正取引委員会主催分 26 都道府県 33 会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、6 回の講習会を実施した。

(4) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、合計 36 回（荷主・物流事業者向けに 21 回、テレビ局等向けに 9 回、放送番組制作事業者等向けに 3 回、ソフトウェア開発事業者等向けに 3 回）の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 27 年度においては、7,443 件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 27 年度においては、63 か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約 2,300 か所）を活用し、相談を受け付けている。

平成 27 年度においては、全国の商工会議所で従事する経営指導員向けの研修会等へ 49 回講師を派遣するとともに、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布等を行った。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 27 年度の下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

平成 27 年度においては、6 月から 9 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙 4 のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 27 年度においては、事業者団体等へ 45 回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、物流分野における取引の公正化に関する DVD 等の資料を配布した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

(1) テレビ番組制作の取引に関する実態調査

公正取引委員会は、テレビ番組制作の取引について、テレビ局及び局系列テレビ番組制作会社（以下「テレビ局等」という。）（576 名）並びにテレビ番組制作会社（800 名）を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成 27 年 7 月 29 日）。

調査結果によると、テレビ局等とテレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社の 39.4%において、テレビ局等から「採算確保が困難な取引（買ったたき）」等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、「採算確保が困難な取引（買ったたき）」が 20.2%と他の行為類型に比べ特に高くなっていたほか、「著作権の無償譲渡等」（12.8%）や「二次利用に伴う収益の不配分等」（10.1%）の著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

こうしたテレビ局等による不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答しているように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、テレビ局等に

よる優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態がみられた。

調査結果を踏まえ、テレビ局等が優越的地位の濫用行為及び下請法違反行為を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、テレビ局等向けの講習会を実施した。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150729.files/150729honbun.pdf>

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 27 年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主 15,000 名及び物流事業者 17,666 名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 659 名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 28 年 4 月）。

当該 659 名の荷主のうち、業種について回答のあった 637 名を業種別にみると、製造業が最も多く（317 名，49.8%）、卸売業（127 名，19.9%）、小売業（53 名，8.3%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為 733 件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く（455 件，62.1%）、代金の減額（75 件，10.2%）、割引困難な手形の交付（58 件，7.9%）がこれに続いている（別紙 5 参照）。

7 政府広報の活用

政府の動きや重要施策を動画で紹介する「政府インターネットテレビ」に、下請法の重要性などを紹介する番組「下請事業者の強い味方！知っておきたい『下請法』」が公開された（平成 27 年 10 月 15 日）。

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12516.html>

また、国民に身近な政策や行政の取組などについて分かりやすく解説する政府広報ラジオ番組「なるほど!!ニッポン情報局」において、下請法についてクイズ形式などを用いて紹介する番組「下請事業者を助ける！『下請法』って何だ!？」が放送された（平成 28 年 1 月 23 日，24 日）。

http://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/na_nippon/backnumber/201601.html

公正取引委員会では、これらの政府広報を下請法の普及・啓発に積極的に活用した。

平成 27 年度における勧告事件

① (株)アマガサに対する件 (平成 27 年 4 月 10 日)	
親事業者	(株)アマガサ
事業内容	婦人靴の卸売業及び小売業
下請取引の内容	婦人靴の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 「支払割引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた (平成 24 年 11 月～平成 26 年 1 月)。
減額金額	下請事業者 21 名に対し、総額 6514 万 2852 円 【勧告前に返還済み】
備 考	中小企業庁長官からの措置請求案件

② ゼビオ(株)に対する件 (平成 27 年 7 月 31 日)	
親事業者	ゼビオ(株)
事業内容	スポーツ用品等の小売業
下請取引の内容	スポーツ用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	① 【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】 ア 店頭販売価格の引下げを行うに当たって、当該引下げ額を「値引」として差し引くことにより、下請代金の額を減じていた (平成 25 年 8 月～平成 26 年 8 月)。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用し、当該引下げ後の単価との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた (同上)。 ② 【返品 (第 4 条第 1 項第 4 号)】 販売期間が終了した後、自社の在庫商品を引き取らせるなどしていた (平成 25 年 8 月～平成 26 年 8 月)。
① 減額金額	下請事業者 9 名に対し、総額 1320 万 8977 円 【勧告前に返還済み】
② 返品相当金額	下請事業者 4 名に対し、総額 3828 万 3097 円 【勧告前に返還済み】

③ ミヤコ(株)に対する件（平成 27 年 10 月 23 日）	
親事業者	ミヤコ(株)
事業内容	給排水部材等の卸売業等
下請取引の内容	給排水部材及び配管部材の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「セール協賛金」、「カタログ協賛金」、「現金リベート」等を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 25 年 10 月～平成 27 年 4 月）。
減額金額	下請事業者 14 名に対し、総額 2174 万 3475 円 【勧告前に返還済み】

④ (株)大地を守る会に対する件（平成 28 年 3 月 25 日）	
親事業者	(株)大地を守る会
事業内容	食料品及び日用品の小売業等
下請取引の内容	食料品及び日用品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「基本販売協力奨励金」又は「追加販売協力奨励金」を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 26 年 10 月～平成 27 年 11 月）。
減額金額	下請事業者 39 名に対し、総額 1485 万 5991 円 【勧告前に返還済み】

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

平成 27 年度における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

- ① Z社から金属製品の製造を委託され、当該製品の加工を下請事業者へ委託しているA社は、Z社から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
- ② 革小物の修理を下請事業者へ委託しているB社は、繁忙期のため自社の受領体制が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 医療用器具の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長 32 日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 空調設備の修理を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 電子機器用樹脂部品の製造に用いる金型の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、翌営業日に下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 工業用ゴム製品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、「割引料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 有機溶剤の容器の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用していた。

- ③ 自動車の修理を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

- ① 生活用品等の製造を下請事業者に委託しているI社は、販売シーズンが終了したことを理由として、当該商品の在庫を返品していた。
- ② 土産用の加工食品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該加工食品の在庫を返品していた。

5 買ったとき（第4条第1項第5号）

- ① 業務用印刷機の部品の製造を下請事業者に委託しているK社は、過去に同種の部品の製造を委託していたときと取引環境が大きく異なっているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、従来どおりに単価を据え置いて、一方的に下請代金の額を定めていた。
- ② 船舶の修理を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。
- ③ 小型船舶の製造を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ① 食料品等の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、市販の伝票を用いて自社と取引をすることが可能であるにもかかわらず、自社名入りの伝票を購入させていた。
- ② 自動車用の電気系統装置の修理を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、自社が提供する車両整備サービスを有償で利用させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- ① 自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額か

ら控除していた。

- ② 冷凍冷蔵庫の修理を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- ① 木材加工用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているR社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。
- ② 絹織物の加工を下請事業者に委託しているS社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。
- ③ 建設用機械の修理を下請事業者に委託しているT社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① がん具の製造を下請事業者に委託しているU社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該がん具の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該がん具の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。
- ② カーテンの修理を下請事業者に委託しているV社は、下請事業者に対し、自社の業務の手伝いを要請し、無償で手伝い要員を派遣させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 空調設備のメンテナンスを下請事業者に委託している a 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② ソフトウェアの開発を下請事業者に委託している b 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、一部の情報成果物の下請代金については、最長 10 日の支払遅延が生じることとなった。
- ③ アンテナの設計図を下請事業者に委託している c 社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、翌営業日に下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 貨物の運送を下請事業者に委託している d 社は、下請事業者に対し、「手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 船舶の設計図の作成を下請事業者に委託している e 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 貨物の運送を下請事業者に委託している f 社は、下請事業者が燃料価格の高騰を理由に単価の引き上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置いた。
- ② データベース用ソフトウェアの作成を下請事業者に委託している g 社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ① ビルメンテナンスを下請事業者に委託している h 社は、下請事業者に対し、自社が運営する宿泊施設のクーポンを購入させていた。

- ② 結婚式の写真撮影を下請事業者に委託している i 社は、下請事業者に対し、自社が運営する結婚式場内のレストランのバイキングチケットを購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- ① 貨物の運送を下請事業者に委託している j 社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。
- ② 測量を下請事業者に委託している k 社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ソフトウェア開発を委託している l 社は、下請事業者に対し、当該ソフトウェアの知的財産権を無償で譲渡させていた。

措置件数（5,984件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地区	都道府県	件数	割合
北海道地区	北海道	184	(3.1)
東北地区	青森県	39	(0.7)
	岩手県	49	(0.8)
	宮城県	68	(1.1)
	秋田県	29	(0.5)
	山形県	59	(1.0)
	福島県	59	(1.0)
	東北地区計		303
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)
	栃木県	58	(1.0)
	群馬県	69	(1.2)
	埼玉県	160	(2.7)
	千葉県	107	(1.8)
	東京都	1,800	(30.1)
	神奈川県	264	(4.4)
	新潟県	98	(1.6)
	山梨県	29	(0.5)
	長野県	85	(1.4)
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)
中部地区	富山県	45	(0.8)
	石川県	59	(1.0)
	岐阜県	78	(1.3)
	静岡県	126	(2.1)
	愛知県	291	(4.9)
	三重県	47	(0.8)
	中部地区計		646
近畿地区	福井県	49	(0.8)
	滋賀県	67	(1.1)
	京都府	154	(2.6)
	大阪府	716	(12.0)
	兵庫県	220	(3.7)
	奈良県	23	(0.4)
	和歌山県	32	(0.5)
	近畿地区計		1,261
中国地区	鳥取県	31	(0.5)
	島根県	34	(0.6)
	岡山県	110	(1.8)
	広島県	138	(2.3)
	山口県	51	(0.9)
中国地区計		364	(6.1)
四国地区	徳島県	18	(0.3)
	香川県	37	(0.6)
	愛媛県	39	(0.7)
	高知県	18	(0.3)
四国地区計		112	(1.9)
九州地区	福岡県	177	(3.0)
	佐賀県	21	(0.4)
	長崎県	30	(0.5)
	熊本県	37	(0.6)
	大分県	30	(0.5)
	宮崎県	19	(0.3)
	鹿児島県	30	(0.5)
	九州地区計		344
沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
全国計		5,984	(100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) () 内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況、平成 26 年 4 月に実施された消費税率の引上げ後における転嫁の現状等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(景気回復の実感)

- 取引価格の下落が続く中、受注量の減少、原材料価格の上昇、海外製品との競争等、中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しく、景気が回復しているという実感はない。
- 国内全体の景気は回復傾向にあるのかもしれないが、個々の業界や地方の景気動向とは必ずしも一致していないと感じる。業績は好調であっても、従業員に還元できるまでの利益は生じていないなど、景気が回復していると感じるまでには至っていない。
- 景気回復の実感は事業者によって異なり、大企業や円安の恩恵を受ける輸出主体の企業は景気回復の波に乗れているが、一般的な中小企業は景気が回復しているという実感が持てない。また、同じ業界であっても、商品の種別によって景気への実感が異なる。

(円安による原材料費等の上昇)

- 円安により海外から輸入する原材料の価格が上がっており、人件費も高騰しているが、海外企業との価格競争もあり、コストの上昇分を取引先への代金には転嫁できていない。
- 原材料価格が上がった場合でも、取引先との値上げ交渉に時間が掛かるため、取引先への代金に転嫁できるまで半年程度かかる。

(円安に伴う国内回帰の動き)

- 円安や中国における人件費の上昇により、生産拠点の国内回帰の動きが強まっており、取引先からの受注量も増えてきている。
- 海外から国内に生産拠点を戻すことに伴い、生産コストが多少高くなっても従来より品質を高めた商品を開発しようとするメーカーも多い。
- 大企業は、世界各国で商品を販売しており、そのためのサプライチェーンも既に世界規模で構築しているため、円安だからといって、国内に回帰する動きはなく、今後もないだろう。
- 円安等の影響を受けて生産拠点を国内に回帰させる動きはあるが、既に海外の工場に設備投資をしているため、たとえコストが割高になったとしても海外での

生産を続けざるを得ない場合や、国内に生産ラインが残っておらず対応できない場合もあり、一度海外に移した生産拠点を国内に戻すのは容易ではない。

(人材確保の状況)

- 仕事量が増えており、景気は回復していると感じる。しかし、景気回復を背景として人材の確保が難しくなっており、全ての注文に対応することは困難な状況にある。
- 人材の確保が難しくなっている。特に、新卒者や優秀な人材は待遇の良い大手企業に集まってしまい、中小企業が採用するのは困難である。

2 消費税率の引上げ後における転嫁等

- 従来から本体価格で価格交渉をしており、消費税は外税として取り扱っているため、消費税は適切に転嫁できている。また、消費税率の引上げを受けて、本体価格の値引きや新たにリベートを要請されたということもない。
- 本体価格で価格交渉をしており、本体価格に8%を乗じた額を加えて請求し、請求額どおり支払われているので、問題なく消費税率の引上げ分を転嫁できている。これは、公正取引委員会の活動のおかげであり、消費税率が10%に引き上げられる際も、問題は起きないと思う。
- 現在は、おおむね消費税は転嫁できているが、消費税率が8%に引き上げられた直後は、消費税8%のうち3%分を返還するよう求められたり、本体価格を引き下げられたりしたため、外形的には消費税を転嫁できているものの実質的には転嫁を拒否されたということがあった。
- 消費税率10%への引上げを控え、消費税率の引上げ分を適切に転嫁できるか憂慮している。リベートの徴収やセンターフィーの引上げというような、より目に付きにくい方法で転嫁を拒否されるおそれもあるので、公正取引委員会は、このような観点からも事業者の動向を注視するとともに、引上げの時期には、改めて普及啓発を徹底して欲しい。

3 その他

- 下請法の講習会や移動相談会のためだけに時間を割いて参加することは難しいので、例えば、商工会議所等に働きかけ、他の講習会等と併せて実施すれば、下請法に関心のない人や多忙な人の参加を促すことができるのではないか。
- 小規模事業者においては、下請取引に関するルールの認知が十分ではなく、取引先から不当な要請を受けても、何が問題なのか分からないケースもあると思う。こうした小規模事業者にも目配りを怠らないでほしい。

- 公正取引委員会が下請法違反行為や優越的地位の濫用行為を取り締まることにより、最近では、取引先からの商品の購入要請や従業員の派遣要請はほとんどなくなった。多くの違反行為を取り締まり、公表することが、下請法、優越的地位の濫用規制の一番の普及啓発になる。
- 食品表示に関する制度改正（製造者名の表示、加工食品の栄養成分の表示等）が行われ、今後、一定期間内に新ルールに基づく表示に移行する必要があるが、この過程で、取引上劣位にある事業者が、ラベル等の変更に伴うコストを負担させられるのではないかという懸念がある。

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

1 調査票の発送数及び回答者数

調査対象事業者	発送数(A)	回答数(B) (B/A)
荷主	15,000名	8,856名 (59.0%)
物流事業者	17,666名	9,001名 (51.0%)

2 取引内容の検証・改善を求めた荷主数

書面調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた659名の荷主に対し、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成28年4月）。

3 取引内容の検証・改善を求めた荷主の業種別内訳

業種	取引内容の検証・改善を求めた荷主数	合計に占める割合
製造業	317名	49.8%
卸売業	127名	19.9%
小売業	53名	8.3%
建設業	38名	6.0%
農業、林業、漁業	31名	4.9%
物流業	13名	2.0%
情報通信業	9名	1.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	4名	0.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	1名	0.2%
その他	44名	6.9%
合計（注）	637名	100%

（注）取引内容の検証・改善を求めた荷主659名のうち、業種について回答のあった637名の内訳。

4 取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別内訳

行為類型	取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別の件数	合計に占める割合
代金の支払遅延	455件	62.1%
代金の減額	75件	10.2%
割引困難な手形の交付	58件	7.9%
買ったたき	44件	6.0%
物品等の購入・利用の強制	34件	4.6%
発注内容の変更	33件	4.5%
要求拒否に対する報復措置	16件	2.2%
情報提供に対する報復措置	10件	1.4%
経済上の利益の提供要請	8件	1.1%
合計（注）	733件	100%

（注）複数の行為類型で取引内容の検証・改善を求めた荷主が存在するため、合計は上記2の荷主数659名とは一致しない。

実体規定違反行為類型別件数の業種別内訳

1 下請代金の支払遅延

[単位：件，（％）]

	情報サービス業	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	道路貨物運送業	その他の卸売業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	協同組合	機械器具小売業	その他	合計
平成27年度	261 (8.3)	187 (6.0)	153 (4.9)	142 (4.5)	141 (4.5)	111 (3.5)	108 (3.4)	101 (3.2)	99 (3.2)	93 (3.0)	1,735 (55.4)	3,131 (100)
平成26年度	252 (8.9)	162 (5.7)	147 (5.2)	127 (4.5)	77 (2.7)	77 (2.7)	129 (4.5)	73 (2.6)	82 (2.9)	98 (3.4)	1,619 (56.9)	2,843 (100)
平成25年度	98 (6.6)	86 (5.8)	55 (3.7)	110 (7.4)	43 (2.9)	52 (3.5)	43 (2.9)	39 (2.6)	7 (0.5)	42 (2.8)	913 (61.4)	1,488 (100)

(注1) 業種は日本標準産業分類中分類によっており、平成27年度における違反件数の多い順に左から並べている。したがって、平成26、25年度においては、必ずしも当該年度における違反件数の多い上位10業種とはなっていない。以下同じ。

(注2) 「その他」は、平成27年度における上位10業種以外の業種の合計である。以下同じ。

2 買ったたき

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	その他の卸売業	金属製品製造業	機械器具卸売業	道路貨物運送業	電気機械器具製造業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	繊維工業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	その他	合計
平成27年度	51 (8.1)	38 (6.0)	37 (5.9)	34 (5.4)	33 (5.2)	31 (4.9)	31 (4.9)	22 (3.5)	22 (3.5)	19 (3.0)	313 (49.6)	631 (100)
平成26年度	47 (6.4)	25 (3.4)	50 (6.8)	39 (5.3)	31 (4.2)	28 (3.8)	19 (2.6)	33 (4.5)	25 (3.4)	24 (3.3)	414 (56.3)	735 (100)
平成25年度	5 (5.8)	3 (3.5)	8 (9.3)	2 (2.3)	9 (10.5)	1 (1.2)	4 (4.7)	6 (7.0)	2 (2.3)	1 (1.2)	45 (52.3)	86 (100)

3 下請代金の減額

[単位：件，（％）]

	道路貨物運送業	生産用機械器具製造業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	繊維工業	機械器具卸売業	繊維・衣服等卸売業	その他の卸売業	電気機械器具製造業	その他の小売業	パルプ・紙・紙加工品製造業	その他	合計
平成27年度	26 (7.0)	21 (5.6)	21 (5.6)	19 (5.1)	18 (4.8)	16 (4.3)	15 (4.0)	14 (3.8)	12 (3.2)	10 (2.7)	201 (53.9)	373 (100)
平成26年度	13 (3.4)	25 (6.5)	12 (3.1)	23 (6.0)	25 (6.5)	18 (4.7)	16 (4.2)	10 (2.6)	12 (3.1)	11 (2.9)	218 (56.9)	383 (100)
平成25年度	18 (7.9)	15 (6.6)	8 (3.5)	7 (3.1)	16 (7.0)	11 (4.8)	15 (6.6)	4 (1.8)	5 (2.2)	0 (0.0)	129 (56.6)	228 (100)

4 割引困難な手形の交付

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	はん用機械器具製造業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	その他の卸売業	繊維工業	プラスチック製品製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他	合計
平成27年度	26 (12.4)	21 (10.0)	18 (8.6)	16 (7.6)	12 (5.7)	12 (5.7)	10 (4.8)	9 (4.3)	9 (4.3)	9 (4.3)	68 (32.4)	210 (100)
平成26年度	41 (16.2)	23 (9.1)	28 (11.1)	14 (5.5)	19 (7.5)	9 (3.6)	0 (0.0)	13 (5.1)	9 (3.6)	6 (2.4)	91 (36.0)	253 (100)
平成25年度	18 (8.7)	11 (5.3)	17 (8.2)	9 (4.3)	18 (8.7)	14 (6.7)	12 (5.8)	11 (5.3)	7 (3.4)	4 (1.9)	87 (41.8)	208 (100)

5 不当な経済上の利益の提供要請

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	電気機械器具製造業	金属製品製造業	食料品製造業	建築材料、 珪物・金属材料等卸売業	その他の卸売業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	情報サービス業	プラスチック製品製造業	その他	合計
平成27年度	15 (9.3)	14 (8.7)	13 (8.1)	10 (6.2)	8 (5.0)	8 (5.0)	7 (4.3)	6 (3.7)	6 (3.7)	5 (3.1)	69 (42.9)	161 (100)
平成26年度	5 (3.7)	6 (4.4)	7 (5.2)	11 (8.1)	2 (1.5)	2 (1.5)	9 (6.7)	2 (1.5)	1 (0.7)	10 (7.4)	80 (59.3)	135 (100)
平成25年度	2 (6.9)	2 (6.9)	1 (3.4)	1 (3.4)	0 (0.0)	1 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.9)	20 (69.0)	29 (100)

6 購入・利用強制

[単位：件，（％）]

	建築材料、 珪物・金属 材料等卸 売業	その他の事 業サービ ス業	食料品製 造業	機械器具 卸売業	情報サービ ス業	その他の卸 売業	生産用機 械器具製 造業	協同組合	不動産賃 貸業・管理 業	道路貨物 運送業	その他	合計
平成27年度	7 (10.1)	7 (10.1)	6 (8.7)	4 (5.8)	4 (5.8)	4 (5.8)	3 (4.3)	3 (4.3)	3 (4.3)	2 (2.9)	26 (37.7)	69 (100)
平成26年度	3 (6.5)	2 (4.3)	3 (6.5)	2 (4.3)	1 (2.2)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (6.5)	2 (4.3)	28 (60.9)	46 (100)
平成25年度	0 (0.0)	2 (3.3)	2 (3.3)	3 (5.0)	0 (0.0)	1 (1.7)	1 (1.7)	3 (5.0)	1 (1.7)	12 (20.0)	35 (58.3)	60 (100)

7 有償支給原材料等の対価の早期決済

[単位：件，（％）]

	飲食品卸 売業	建築材料、 珪物・金属 材料等卸 売業	その他の卸 売業	食料品製 造業	繊維工業	生産用機 械器具製 造業	電気機械 器具製 造業	機械器具 卸売業	プラスチック 製品製 造業	金属製品 製造業	その他	合計
平成27年度	6 (10.7)	5 (8.9)	4 (7.1)	3 (5.4)	3 (5.4)	3 (5.4)	3 (5.4)	3 (5.4)	3 (5.4)	2 (3.6)	21 (37.5)	56 (100)
平成26年度	3 (5.0)	4 (6.7)	7 (11.7)	4 (6.7)	1 (1.7)	2 (3.3)	3 (5.0)	4 (6.7)	4 (6.7)	4 (6.7)	24 (40.0)	60 (100)
平成25年度	2 (4.5)	1 (2.3)	0 (0.0)	3 (6.8)	1 (2.3)	1 (2.3)	2 (4.5)	4 (9.1)	5 (11.4)	0 (0.0)	25 (56.8)	44 (100)

8 不当な給付内容の変更・やり直し

[単位：件，（％）]

	その他の卸 売業	食料品製 造業	電気機械 器具製 造業	情報サービ ス業	繊維・衣服 等卸売業	建築材料、 珪物・金属 材料等卸 売業	鉄鋼業	専門サービ ス業	その他の事 業サービ ス業	繊維工業	その他	合計
平成27年度	4 (12.1)	3 (9.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	1 (3.0)	11 (33.3)	33 (100)
平成26年度	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (7.4)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	23 (85.2)	27 (100)
平成25年度	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (4.4)	1 (2.2)	3 (6.7)	1 (2.2)	1 (2.2)	2 (4.4)	2 (4.4)	33 (73.3)	45 (100)

9 受領拒否

[単位：件，（％）]

	食料品製 造業	繊維・衣服 等卸売業	繊維工業	金属製品 製造業	生産用機 械器具製 造業	機械器具 卸売業	建築材料、 珪物・金属 材料等卸 売業	その他の卸 売業	家具・装 備品製 造業	化学工業	その他	合計
平成27年度	2 (10.5)	2 (10.5)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)	7 (36.8)	19 (100)
平成26年度	2 (6.3)	4 (12.5)	1 (3.1)	1 (3.1)	2 (6.3)	2 (6.3)	1 (3.1)	2 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (53.1)	32 (100)
平成25年度	2 (4.8)	2 (4.8)	0 (0.0)	2 (4.8)	2 (4.8)	3 (7.1)	2 (4.8)	1 (2.4)	0 (0.0)	2 (4.8)	26 (61.9)	42 (100)

10 返品

[単位：件，（％）]

	鉄道業	食料品製 造業	繊維工業	建築材料、 珪物・金属 材料等卸 売業	繊維・衣服 等卸売業	その他の卸 売業	各種商品 卸売業	各種商品 小売業	その他の小 売業	協同組織 金融業	その他	合計
平成27年度	3 (21.4)	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	14 (100)
平成26年度	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	0 (0.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	9 (60.0)	15 (100)
平成25年度	0 (0.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	12 (60.0)	20 (100)

下請法違反勧告事件一覧（平成 23 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
23- 1	センコー㈱【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等) 不当な経済上の利益の提供要請(割引金)	101	172,575,395	53	22,800,433
23- 3	㈱ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遊及適用)	69	70,302,042		
23- 4	木下工業㈱	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
23- 5	郵船ロジスティクス㈱	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
23- 6	王子運送㈱	役務	H23.9.30	減額(割引金等)	193	55,264,594		
23- 7	㈱タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料) (下段)	11	4,336,120	14	162,805,789
							10	2,772,000
23- 8	㈱協和	製造	H23.12.7	減額(販促協賛等)	34	20,306,149		
23- 9	㈱サンエス	製造	H23.12.21	減額(本部レポート等) 有償支給原材料等の対価の早期決済	109	463,323,216	11	2,490,529
23- 10	㈱ネオダ	製造	H24.1.13	減額(歩引き、事務手数料等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(広告協賛 金)(下段)	20	102,089,137	18	50,462,930
							3	19,360,595
23- 11	㈱高山	製造	H24.1.18	減額(特別条件、センターフィ等)	35	23,090,492		
23- 12	㈱イヤサカ【措置請求】	修理	H24.1.24	減額(値引き)	97	30,018,315		
23- 13	はるやま商事㈱	製造	H24.1.25	減額(オンライン基本料、超過保管料金等) 返品	153	59,481,436	63	1,033,321,966
23- 14	㈱たち吉	製造	H24.3.2	減額(カタログ製作協賛金、仕入歩引き等) 受領拒否	34	76,701,096	26	38,466,752
23- 15	八木兵㈱	製造	H24.3.13	減額(協賛金等)	23	67,847,667		
23- 16	㈱大創産業【措置請求】	製造	H24.3.27	減額(歩引き)	178	279,462,435		
23- 17	福岡造船㈱	製造	H24.3.28	減額(割引料)	24	13,460,514		
23- 18	トーハツマリン㈱	製造	H24.3.30	減額(遊及適用等)	14	29,286,066		
24- 1	㈱コナカ【措置請求】	製造	H24.4.24	減額(値引き)	10	30,736,907		
24- 2	㈱ブルーベル	製造	H24.4.27	減額(歩引き)	49	54,473,654		
24- 3	㈱マーナ	製造	H24.5.11	減額(事務手数料等)	16	22,887,807		
24- 4	生活協同組合コープさっぽろ	製造	H24.6.22	減額(月次レポート等)	8	28,379,880		
24- 5	アイリスオーヤマ㈱	製造	H24.6.29	減額(手数料等)	36	19,773,581		
24- 6	㈱ジュニア	製造	H24.7.20	減額(歩引き)	55	15,008,485		
24- 7	㈱ライトオン	製造	H24.9.7	減額(レポート等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料) (下段)	7	16,213,730	11	123,642,360
							8	2,795,700
24- 8	㈱パレモ	製造	H24.9.20	減額(値引き等) 不当な経済上の利益の提供要請(発注データの 入力作業)	10	23,272,972	11	5,391,750

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
24- 9	㈱ニッセン	製造	H24.9.21	減額(事務手数料) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料) (下段)	133	14,108,202	102	28,410,799
							75	405,600
24- 10	日本生活協同組合連合会	製造	H24.9.25	減額(エリアバイイング等) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品の組合 員テスト費用)(下段)	449	2,563,317,863	6	4,844,920
							24	2,621,889
24- 11	藤久㈱	製造	H24.11.12	減額(仕入割引等)	78	74,146,867		
24- 12	フジモリ産業㈱	製造	H24.12.14	減額(金利引き振込)	15	15,136,963		
24- 13	㈱サンゲツ【措置請求】	製造	H25.2.12	減額(見本帳協力金等) 不当な経済上の利益の提供要請(自社の ショールームに展示するためのインテリア製 品)	63	557,010,481	38	4,782,722
24- 14	㈱TBK	製造	H25.2.26	減額(遊及適用等)	59	36,412,290		
24- 15	㈱山櫻	製造	H25.2.27	減額(販売協力金)	16	35,070,349		
24- 16	㈱フェリシモ	製造	H25.3.29	受領拒否			88	86,082,291
25- 1	旭流通システム㈱	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効果が生 じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	㈱日本旅行	役務	H25.4.26	減額(ボリュームインセンティブ等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学㈱	製造 修理	H25.5.21	減額(支払時値引き, 協力金)	6	11,461,447		
25- 4	JNC㈱	製造	H25.6.6	減額(遊及適用)	2	35,089,268		
25- 5	㈱ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻し)	12	172,865,514		
25- 6	㈱マルショウウエンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引き)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引き, 仕入値引き)	68	27,387,532		
25- 8	㈱トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協セン ターフィー協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業㈱	製造	H26.1.30	減額(歩引き)	26	11,191,521		
25- 10	㈱ショウエイコーポレーション	製造 情報	H26.2.27	減額(値引き)	24	21,807,038		
26- 1	㈱森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	㈱ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	㈱サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買ったたき(下段)			62	139,157,024
							2	6,578,897
26- 5	北雄ラッキー㈱	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	㈱マルショク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	㈱エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額(値引き, 遊及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金, リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金等)	39	14,855,991		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。